

平成23年12月12日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 健康福祉課長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生涯学習課長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年12月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 林 真敏	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町長の町政運営について</li> <li>2. 町政運営の基本理念について</li> <li>3. 堀川金属跡地について</li> </ol>
2	1番 原田 希	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公約について</li> <li>2. 交付金について</li> <li>3. 放課後児童クラブについて</li> <li>4. 学校教育について</li> </ol>
3	4番 碓 勝征	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 百条委、告訴の不起訴について</li> <li>2. 特定防衛施設指定について</li> <li>3. 交通安全確保は</li> <li>4. 窓口業務は</li> <li>5. 福祉（生活保護）について</li> <li>6. 健診について</li> </ol>
4	3番 橋本重雄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成24年度予算編成について</li> <li>2. 財政再建について</li> <li>3. 道路整備について</li> <li>4. 教育施設整備について</li> <li>5. 今年3月、6月、9月の定例会で私が質問した事項で、検討すると答弁のあった事項の取組みについて</li> <li>6. ごみの減量について</li> <li>7. 出前町長室について</li> </ol>
5	2番 寺崎太彦	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財政改革について</li> <li>2. 町づくりについて</li> <li>3. 安全対策について</li> </ol>

## 午前 9 時30分 開議

### ○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 日程第1 一般質問

### ○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番林眞敏君よりお願いをいたします。

その前に、私のほうから1つ、皆様方に御報告を申し上げます。

福島住民課長が検査のために本日の会議を欠席しておりますけれども、住民課関係の答弁につきましては、町長のほうから答弁をいただくということで連絡を受けておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、林議員お願いいたします。

### ○5番（林 眞敏君）

皆様おはようございます。本日、1番バッターとして質問をさせていただきます。

まずは目達原駐屯地が特定防衛施設に指定されたこと、それから当町が関連市町村に指定されたこと、まずもっておめでとうございます。

私の質問は、町長の町政運営に関する件2件、それから町の懸案事項1件、計3件であります。

まず、町長の町政運営についてでございますが、課長をブレーンとして活用はなされているかと、町長独自でやっていないかと。

次、課長会議の実施状況は。

3つ目、上下意思の徹底策はどうしているか。

4つ目、町長に対する意見具申はなされているか。

大きな2項め、町政運営の基本理念について。

公約の実行度についてはどう思っているか。

2件目、そのやり方についてはどうしているか、方法、方策について。

大きな3つ目、これは懸案事項でございます。ホリカワ金属の跡地について。

企業誘致の問い合わせについては。

現状のままでの誘致を続けるつもりなのか。

3つ目、区画整理、換地等の方策による整地を考えているかという3件でございます。

大項目3件、小項目9件の質問事項でございます。よろしく御返答のほどをお願いいたし

ます。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、町長の町政運営について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

皆様おはようございます。5番林眞敏議員の質問事項、町長の町政運営について、要旨1の課長をブレーンとしての活用はなされているかという御質問、お尋ねに対し、お答えを申し上げます。

最終的にどの判断も私がすることになりますが、判断をしていく上で原則があるわけではなく、1件ごとの事情に応じて問題を処理する、考えることになるわけですが、その際、各課長を行政の各分野の専門として、各所管の分野について助言を求め、一歩進めて知略をめぐらす場合もございます。ある方法をとると、どのような効果が期待できるのかとか、どのような問題が起こりそうかということを知りやすく説明することを求めますし、入庁時には、課長のみならず、全職員にレポートでアイデアを集めたこともありましたが、今現在も検討委員会ということで副課長会に機構改革の検討を要請しております。

判断がしにくい案件の場合は、職員に公共性の観点、法令の上での適切な判断、他組織、同案件の情報収集などの選択肢を示していただくよう指示し、町民感覚を大切にしながら判断することがもつぱらです。

財政とのにらめっこが続く中で、町民サービスの維持拡充と財政健全化が離反する場面もございます。私には行政官と町民の皆様の代表としての2つの顔があるとして、役場内勤を積み上げることと私みずからが方向づけを指示すること、前者は行政の守備範囲を守る立場、後者は町民サービスを拡充する立場として、ある意味、冷静に整理しながら一つ一つの案件について結論を出していく必要があるのではないかといつも考えております。

御案内のように、ことしの施政方針は、先ほど申しました財政健全化と住民サービスの維持拡充でして、できるだけ町民本位の町政の実現が財政健全化至上主義の中で寄り切られないよう、頭の体操を常にしながら、一つ一つ判断に悔いのないようにしたいと考えております。

以上です。

**○5番（林 眞敏君）**

町長は就任以来、約2年、村から町になって相当の期間を経ております。また、町はずっと流れているものであると思います。町長が新しくなったから町はこうなると、もちろん町長の腕前、手腕、これは大切なものであると思っております。財政の健全化、それから町民のための町政というこの2本の柱は非常に大切であるとわかってはおりますが、何しろ各課長はこの町で採用され、この町で経験を積まれ、現在の地位まで行かれていますものだと思います。その課長のノウハウというものは、これは考えさせていただけば非常に重たい大きな

ものがあると思います。ただ、町長の今言われるように、町政のためのこと、あるいは町民のため、財政のため、もちろん財政の健全化は必要です。なぜこのような財政になったのかということは、当然各課長は御存じであると思います。そのようなところまで一步掘り下げて、課長をブレーンとしていただきたいと思います。

もちろん町長は機関車であります。機関車は走らなければいけません。しかし、その走る機関車も暴走ではいけないし、各課長というものはしっかりと町長を補佐するものです。あるいは逆に、町長も課長に補佐をしていただかなければならないものだと思います。もちろん町長はまだ32年間の人生ですか、当然まだこれから先、経験していない事項が非常に山ほどあるものだと思います。そのノウハウは、持てと言っても、これは持てません。人生経験がそこしかありませんので。それ以上人生経験のある課長、これはこの町で生まれきて、それぞれ身についたものがあると思います。それはやはり大切なものであると思います。

私ごとで申しわけありませんけれども、私も陸上自衛隊に奉職させていただいて約40年ですか、それから一般企業で6年間、課長をさせていただきました。経験のないときには先輩からノウハウを教えていただいております。逆に、今度は人の上に立った場合には、その部下、あるいは幕僚——幕僚という言葉はいけませんけれども、補佐者、この考え方をしっかり聞きながら進めてまいっております。若ければ、経験が少ないのは、これはいたし方ありません。しかし、経験が少ないからといって自分の道を走っていったんでは、必ずしも絵にかいたもちですかね、財政の健全化といっても、なぜ財政がこのようになったのか、分析までしっかりしていただいて、町のために尽くしていただきたいと思います。

また、各課長も町長の考え方、もちろん町長は町のトップリーダーでありますので、そのトップリーダーの考えに従わない補佐者では困ります。しかしながら、課長の補佐する度合いというものは、これは町長を助け、ひいては町の将来に大きなプラスとなるとと思います。このことについて、町長の課長をどのように使っていきたいかということについて、もう一度回答をお願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

5番林議員の再度のお尋ねですが、林議員のおっしゃるとおりであると考えております。特に、職員に身についた経験というものは私にとって本当に貴重なものでございまして、先ほど行政の運営において、ある方法をとると、どのような効果が期待できるのかということ、またどのような問題が起こりそうかということ、こうしたことを一つ一つ経験に基づいて助言をもらうようにしております。特に、判断に悩む場合、具体的には法令上どうあるのが公共性の観点から適切なものかという場合が多々ございます。その際は、これまで長らく所管の分野について法令を判断しながら職務を遂行してきた職員の意見を聞くことを心がけておるわけでありまして、そうした意味で、職員の力をもっと活用しなければいけないと常々思っております。

林議員の認識は、どうも暴走列車のような感じでとらえられておるようでございますが、私自身は常に自分に気を許さず、ある意味、議員の認識も自省するところを見つけながら、今後は対応をしていきたいと考えております。

**○議長（大川隆城君）**

次に、課長会議の実施度合いについて、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林議員の町長の町政運営についての項の2番目、課長会議の実施度合いはという要旨についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

毎週月曜日、朝8時半からの開催になります。課長会議の議題、資料があればと資料を要求されておりましたけれども、資料はちょっとこんなに膨大にございまして、これを印刷するのもいかがかと思いましたので、後ほどお見せしたいと思っておりますけれども、その都度、必要なときに必要な内容を課長会議においては申し上げるようにしております。

課長会議の議題ペーパー、これを毎回用意して課長会議には皆臨みますけれども、私自身はできるだけ会議は短くしたほうがいいという考えを持っていて、必要のないことは申し上げません。全体での会議ですので、個別の案件は共有する必要がないものについては議題にのせず、課長会議終了後に各担当課長に申し上げるという形で、その場で打ち合わせるということがもっぱらでございます。

以上です。

**○5番（林 眞敏君）**

なぜこのことを私が議題に上げたかということ、やはり町長の経験というものはどうしても課長に比べては不足していると。なぜ会議というのがここに上がってきたかということ、もちろん会議が実施されているということはわかってはおります。ただ、月曜日の8時半からというのは承知しておりませんでした。

私がここで言いたかったのは、会議の目的というものは何だということを言いたかったわけです。今から私がお見せする資料でありますけれども、これは町長生誕以降、恐らく一度も聞いたことのない言葉であると思います。各課長は恐らく、ああ、なるほど、このことかということかもわかりませんが、ちょっとここに文書がありますけれども、これは五箇条の御誓文という文書であります。これは明治天皇、これは会議というのはどうということなのだ、会議によって何をするのだということが書いてある言葉です。御誓文、5カ条でありますけれども、1カ条だけでも読んでみますと、五箇条の御誓文、「広く会議を興し、万機公論に決すべし」という言葉があります。これは先人、もちろん明治天皇ですから、当時の日本では一番お偉かった方ということかもわかりませんが、この明治天皇でさえ、物事を決めるのには広く会議を興し、万機公論というのは、皆様の考えをしっかりと聞いて、そして自分の道を見つけるということですね。こういうことがこのころからも言われている

とおりです。

この課長会議においても、しっかりとその目的、目標を立て、この精神を持って進んでいただきたい。最後の決心をするのは、もちろん町長でありますけれども。

2項目には「上下心を一にして、さかんに経緯を行うべし」と。会議を主催する側も、会議を受ける側も一生懸命、中で議論を戦わすべしということを書いてあります。このような会議のやり方、これをぜひきょうからでも、あすからでもやって、皆様の意見をしっかりと酌み上げて、それを行政に反映すると、このような姿勢をお願いしたいと思います。

あともう1つ、会議において何をし、それを行政にどのように反映させるかということについては、これは経営のノウハウというものの、このような冊子、これも課長の方々は御存じの方もおられるかとも思いますけれども、「作戦要務令」という、これはもちろんこの本自身は旧日本軍の作戦のあり方を追求したものでありますけれども、しかし、この本は企業的研究ということで、企業の人々の座右の銘のものです。こういうものがあって、この中に何を書いてあるかということ、指揮の要訣という言葉があります。これは町長にしっかりと身にしみていただきたい事項であります。

ちょっと読んでみますと、「指揮の要訣は、指揮下を確実に掌握し、明確な企図のもとに適時適切な命令を与えて、その行動を律し、もって指揮下をしてその任務達成に邁進させるにある。この際、下に対する統制を必要最小限にし、自主裁量の余地を与えることに留意しなければならない。下の掌握を確実にするため、良好な統御、確実な現況の把握及び実行の監督は特に重要である」という一節があります。これはこの本でありますけれども、このような考え方で行政を遂行していただきたいと思います。

以上で2項についての質問は終わらせていただきます。

**○議長（大川隆城君）**

次に、上下意思の徹底策はどうしているかという質問に執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林議員の上下意思の徹底策はどうしているのかというお尋ねでございます。

できるだけ意思の徹底をするために、先ほど質問がございました課長会議や個別に課長を呼びながら指示をしております。

先日からさまざま遅滞が見られることがございましたけれども、それについては、議会の皆様方に大変御迷惑をかけたと思っております。今後はそうした遅滞のなきよう議会に臨むよう指示もしながら、先ほど申しましたけれども、繰り返しになりますが、課長とのコミュニケーションを絶やさず、経験を活用した運営をしていきたいと改めて思っております。

以上です。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（大川隆城君）**

次に行きます。

町長に対する意見具申はなされているのかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから4番の町長に対する意見具申はなされているかの問いにお答えさせていただきます。

議員の皆様方にはどう映っているか、定かにわかりませんが、申すべきところでは意見を申し上げているつもりでございます。ケース・バイ・ケースで、町長から意見を求められる場合、また課長等部下から意見を言うときもでございます。

町政を執行していく上におきましては、方針を迷うような案件も多々ありますが、部内で協議していくことは重要なことではございますけれども、部下から意見が通る通らないにかかわらず、先ほど町長が申し上げられましたように、当然ながら最終的には町長のほうが判断されると、そのようになっております。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

総務課長は、もちろん幕僚でいえば幕僚長的な立場、あるいは副町長不在の折では副町長の立場という非常に大変な職務であると思っております。意見具申によって何が生まれるかということですね。もちろん意見具申には直接町長に対するもの、あるいは課員から課長に対するもの等いろいろございますけれども、やはり町長一人では100人の力が出せません。しっかりした意見具申があつてこそ、町長の相わからないところ、これが出てくる。もちろん課長会議等においてもなされていると思っておりますけれども、この意見具申というものは指揮官を助ける重要な分野であると思っております。ほかの会社等の組織においては、幕僚、参謀、補佐者というものが確立されておりますけれども、町は非常に人員も少なく、過去の経緯からも、なかなか浸透しにくい体制があるように思います。町の方向性は町長はしっかりとかじを取り、各補佐者は意見具申をできるところはしっかり意見具申し、風が通る町政を運営していただきたいと。

もちろん課員の意見をも課長は酌み上げる必要はあると思っております。課長の意見を町長は酌み上げる必要がある。それによって町長は自分の町政運営に反映させる。あるいは今まで思っていることから、あるいはちょっと方向修正、軌道修正をしなければいけないのかなと思うようなことも生じてきます。もちろん課長はそれだけ重要な職務であると思っております。もちろん総務課長だけではなくて、各課長も自分の職務の分野においては、それぞれの担当、専門分野の幕僚であるという認識で町長を補佐する。もちろん町長の部下でありながら、町長を補佐するという重要な地位にあると思っておりますので、意見具申によって生まれるものは非常に多くあると思っております。ぜひとも各課長の方々にはそういう認識を持って、町長の縦につながっているだけではなくて、町長の横にも私たちはいるんだよという考えで業務を遂行していただきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。5番議員、今のことで答弁は要りませんか。

○5番（林 眞敏君）

はい、結構です。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

町政運営の基本理念について、まず第1に、公約の実行度についてはどう思っているかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

5番林議員の町政運営の基本理念について、要旨の1つ、公約の実行度についてはどう思っているかというお尋ねでございます。

選挙公約に該当するものとしては、公報、青いビラ、赤いビラを選挙中に町民の皆様へ配布させていただいたということで、22年12月の議会でも一度お話をさせていただいておりますけれども、時間もかかりますが、なるべく割愛して説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目の「町長給与を50%カットします」ということにつきましては、これは公報と赤ビラ、青ビラ両方載せております。これは実施済みということでございます。

2番目の「行財政改革検討委員会の設置」、これは公報と青ビラに書いておりますけれども、行革検討委員会を設置し、機構改革を議論してきました。実施もしております。本年も先ほど申しました検討会を実施しております。

3番目、「無駄を総点検し財政を再建します」、これは青ビラに書かせていただきました。実施することは多岐にわたっておりますが、例を2つ申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、大きいところを言えば、新規事業の抑制、起債を伴う事業を極力しないということ念頭に対応してまいりました。21年度は新規採用を見合わせ、人件費負担を減らし、23年度は71人ということで、類似団体比率で全国2番目に職員数が少ない状況です。集中改革プランの目標73人が今現在71人ということで、来年度も厳しい状況であります。71人で回していきたいと思っております。

また、入札につきましても、基本的に随契範囲であっても入札するように取り組んだり、小さなところに目をやりますと、車両の一括管理ということで、以前やっていたんですけども、途中、ノーツで管理しない時期があったわけですが、そのノーツのシステム等の問題で公用車の一部集中管理を実施し、特殊車両を除く本町で所有する一般車両のすべてを集中管理して、庁内LANを利用した公用車予約システム導入により効率的な運営を今行っているということでございます。

一括管理による公用車稼働率アップを図りながら、計画的な買い換え、車検、修繕にかか

わる事務の簡素化、車検切れのリスク軽減を図っておりまして、以前20台あった保有台数も18台と減少すると。これは小さなところでございますが。

また、加えまして、先ほどありましたけれども、三セク債におきましては、これは10年間利息払いしか進んでおらず、元金はそのまま残っておったという中で、清算資金にかかわるお願いを上京し直接要請を重ね、許可権限をお持ちの大臣、知事に本町の抱える最大の問題について御高配いただき、無事許可を得ることができたということも健全化という意味では資するかなと思って、申し上げさせていただきます。

4番目、また次に、「合併進展を強化」、これにつきましては、以前から申し上げておりますように、アンケートを任期中に実施しながら、機運を醸成していきたい。また、広域圏を含む各ごみ、消防、介護等、他市町との広域行政を行っておりますので、より親和性を高めていきたいというふうに考えております。

また5番目、「窓口、税務課、教育課の土曜開庁」、これは公報と青ビラに書いておりました。窓口、税務課の土曜開庁につきましては、実施いたしております。隔週で本年度は実施をいたしております。現在、住民課の窓口においては、住民票の写し、印鑑証明、また戸籍などを実施しておるところでございますが、今後、開庁時間の延長、もしくはこの隔週ということが続いていくのか協議をしていく所存でございます。

6番目、「出前町長室」でございますが、これは選挙公報に書いておりましたけれども、本年度実施させていただきました。

7番目、「情報公開の徹底」でございますが、青ビラに書いております。県内に先駆けて、ことしから定例記者会見を実施しております。これは町政全般を広く町民の皆さんにお伝えすることを目的にしております。

また、21年度は透明性を高め、情報公開推進に町ホームページのリニューアルを行い、平成22年度は見える行政、意見の言える行政、聞く行政を実施するために、予算決定プロセス公開の意味で、当初予算の総務費、民生費、教育費などの大きな予算区分及び各課の主要事業の予算要求額と査定状況というものを町のホームページで公開することにしております。——ああ、23年度もですね。失礼しました。

公債費の詳細を掲載し、私の今後考えて、今、検討したいなと思っておることについて申し上げますと、日程について、より具体的に記していければというふうに考えております。

8番目、続いて、「行政組織を見直し」というふうにかかせていただいておりますが、機構改革等を行わせていただきました。また、機構改革の問題点等もあるかと考え、今現在、検討会にて、再度問題点があれば問題を解消する新たな機構改革案等を検討していただいております。

9番目、「目達原駐屯地と住民との交流」、これは選挙公報と青ビラに書いておりましたけれども、個人的には偕行会、目達原会、隊友会、東部隊友会、防衛協会、東部防衛協会、

本町の父兄会、各部隊のOB会等がごございますけれども、また広報部の人たちともおつき合  
いさせていただいておりますが、臨町と比べ見劣りしないかかわり方が必要だと、よく駐屯  
地幹部とも話しておりまして、先ごろはパキスタン、そしてハイチの帰国報告を受け、なる  
べく町民の皆さんに自衛隊の御活躍というものを広く周知するために広報紙等を活用してま  
いりました。皆さん御案内のように、東日本大震災におきましても、防衛協会を初め、そう  
したところで防衛講話等を行っていただいておりますけれども、今後、隊員  
の皆さんと住民の皆さんのかかわりというものをふやしていく目的で、今年度は新年賀詞交  
歓会を町経済同友会、商工会とともに計画しておりますが、自衛隊の幹部においでいただき、  
住民との交流を、そして震災等での御活躍というものについて正しい理解をしていただきた  
いというふうに思って、企画をしております。

また、特定防衛施設関連市町村に指定されたということで、関連市町村としての意義、役  
割を認識する目的で、駐屯地幹部と交流を通じ、自衛隊の正しい理解が進めばよいと思っ  
ております。よって、今後、防衛協会としても活動をふやしていくというふうに考えておりま  
す。

また、さらに幼稚園、小・中学校とのかかわりというものもごございます。環境整備法第9  
条においては、民生安定施設の助成等で幼保施設もかなり深いつながりがあるというふうに  
認識しておりますので、そうしたところにも働きかけを進めていきたいなというふうに思っ  
ております。

10番目、続いて、「地産地消、食育活動の充実」ということで、まず学校給食においては、  
以前、22年度だったと記憶していますが、食材の管理を業者に相談し、民間委託前の状況に  
食材の管理を戻していただきました。また、調理についても、一番最後に調理していただく  
ことで、温かい給食を届けていただくようお願いをしております。

また、この業者委託の契約の中でも、地産地消率を上げるために、今年度からこれまでに  
3回、地産地消推進検討会議を実施しております。

地元農家と学校給食の連携を深めるべく、佐賀青果市場、農協の「よりみち」、上峰の直  
売所、農業生産者、農協、改善普及センター、町振興課、教育課、栄養士、卸売業者と私で  
学校給食における使用食材の確認や給食に必要な食材の取り扱い量や種類について報告する  
とともに、学校給食栄養士から給食における月ごとの食材使用量についての報告があり、需  
要と供給、食材の規格等について情報交換しております。

今後は取り扱い可能な作物の掘り起こし、遊休農地の活用等、地域活性に向けた取り組み  
を行うとともに、生産農家の顔が見れる安心で安全な農作物を給食に届けたいと思ってお  
りまして、この会議が定例化していくよう、PTAの給食運営委員会との合同の協議の場にし  
ていきたいと思っております。

この給食については、私就任の直前に6年間の契約が結ばれておりますが、長期継続契約

条例が定められるずっと前のこととなります。今後、顧問の弁護士と相談の機会をつくりたいと思いますが、この契約が障害となり、自校式の給食が実施できないという状況でございます。

また、食育分野につきましては、一昨年、食育推進全国大会というものを佐賀県が実施されまして、当町も参加しておりましたが、その前段としてプレイベントというものを本町で実施いたしました。また、先ほど申し上げた推進検討会においても、食育の取り組み検討をいたしておりますので、食生活改善推進員の皆さんにも御参加いただきたいと考えております。

11番目、「売れる農業新ブランドの創出」、青ビラに書いておりますが、多岐にわたる当町の農産品の中、なかなか実施に至っていないのが現状でございます。今後、検討材料ということでございます。

12番目、「上峰サティを核とした商業圏の環境整備」、21年にトライアルが開業し、来年は大型電器店が創業することになるといううわさもございますが、店舗用地を募集している商店もございます。マイナビというサイトもございます。イオン上峰を中心とした商業を整えていければと考えております。

私も入りながら、イオンとは検討会議の回数を何度も実施しておりますが、今では具体的な事業の提案までいただけるようになりました。職員もボーナス時期に任意で商品券の購入に協力をしてもらっていますが、商品券プロジェクトとともに、商業圏の環境活性化に注力していきたいと考えております。

13番目、「中1ギャップ、小中連携強化合同事業」、これは公報と青ビラと赤ビラに載せておりましたけれども、継続的に小学校、中学校の先生同士の会議を持ちまして、互いが抱える課題の共有を実施しております。小中教育の出前授業を行ったり、運動会、文化祭においては、合同実施することでギャップの解消に努めております。先ごろは小中校長のお骨折りのもと、実際の一身体験授業も行っていたいております。

また、昨年度は青少年育成会議の場で小学校5、6年生と中学生が合同で太古木イベント、講演会を実施いたしました。ことしは11月18日に世界一周サイクリングツアーに挑戦中の西野さんの講演会を小中合同で実施いたしました。

14番目、次に、「消防団員の処遇改善、設備の一新、近代化」と、これは青ビラに書いておりました。まず、平成21年度には消防服を一新しまして、消防意識の高揚を図り、もって住民の皆様の安心・安全の実現の一助になるものと期待をしております。

また、ことしは消防車の更新を実施いたします。現在、本町の消防車は経年に伴い、さまざまな修理が必要となっております。これにより防災体制の強化につながるものと確信しております。来年度以降も随時実施してまいります。

さらに、先ごろ江越地区における防災訓練でサイレン吹鳴が確認できないことが私の中で

課題としてございまして、今後、計画的に、これは議会の皆様からも御提言いただいておりますように、防災行政無線についても整備し、J-A L E R T等の活用と並行して進めていきたいと思っております。

15番目、「団塊世代向けボランティア講座の実施」は、来年実施することで確認をしております。

16番目、次に、「放課後活用、お年寄りと学校と子供の連携」ということで、公報、青ビラ、赤ビラ、部分的に書いておる部分もありますが、まとめて説明させていただきます。

地域のきずなが薄くなっている昨今の世情でありますので、人生経験の豊富なお年寄りの方々と町民の皆様と子供たちの交流を深め、米多浮立等を通じて伝統的な行事や文化をお年寄りから子供たちまで引き継いでもらい、上峰で育ったということを誇りにしてもらいたいということで、21年度に文化財継承事業と称し、米多浮立、西の宮浮立のお祭りに予算をつけさせていただきました。放課後の時間を利用したり、休日を利用しながら、また総合学習の時間を利用し、きずなづくりを地域、学校、子供たちにて行っていただいております。

天衝舞のけいこの成果は、文化祭等にて発表をしていただいております。

17番目、「放課後児童クラブ土曜日開設」ということですが、これは就任後、直ちに実施しております。児童クラブの内容の充実を進めるため、緊急雇用基金が切れる再来年度をめどに、民間委託も含めて計画、充実させていきたいと考えております。

18番目、「シルバー人材センターの充実」、ことしはこのシルバー人材センターの事業予算の確保ということで、水環境整備予算、具体的には水草除去と水路周辺の草刈りを行っております。

19番目、「細やかな子育て支援と教育の充実」ということでございますが、これはちょっと主なものをお伝えしたいと思います。

21年、妊婦健診の公費助成、これは全国的な流れでございまして、5回から14回に拡充したということで、安心して子供を産み、健やかに育てることができる環境整備に努めてまいりました。

また、乳幼児医療の負担軽減を図るため、町単事業として就学前児童の医療費につきまして、医療機関ごと通院500円、入院2千円を除いた自己負担額を助成しております。来年度以降、小学生の入院費につきましても助成の対象にしたいと考えておるところです。

乳児の健康な育成環境を確保するため、児童虐待を未然に防ぐため、生後4カ月までの乳児を対象として、すべての家庭を訪問する事業を既に実施させていただいておりますが、今後とも乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供を進めていきたいと思っております。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、引き続き幼稚園就園奨励助成も維持していきたい。

次に、教育予算ですけれども、特に、これは平成21年度の補正予算等で学校施設設備の整備と教育環境の充実を図り、快適で安全な学校づくりを目指し、実施したところでございます。交付金事業でございましたが、きめ細やかな教育環境の充実を図りました。時系列順に申しますと、就任してすぐ就学環境の整備に老朽化した小・中学校の机、いすの整備を行いました。その後、小学校運動場夜間照明の補強を行いました。また、22年度では学習環境整備に小・中学校に地デジ対応のテレビを導入し、また22年度に床の改修、懸案であった小・中学校の耐震強化というものを行いました。

細かなところでいけば、プール等の防水や貯水天井の改修、教室用カーテン修繕、トイレやスライダー黒板、バックネットのフェンス、防球ネットの取り付け等も行っております。

20番目、次に、「お年寄り、身体の不自由な人の生活支援策の充実」、これは青ビラに書いておりました。高齢者の地域での生活を支え、介護等の支援が必要になっても適切に支援できるサービス基盤を充実させるために、地域包括支援センターを本町の上峰町社会福祉協議会に委託し、高齢者の生活を支援しております。

一方で、元気な高齢者の方々には自立した生活を営むとともに、地域や社会の活動に積極的に参加していただくため、老人クラブへの支援というものも行っております。

また、3B体操教室や認知症サポーター養成講座など、いつでも健康で地域で安心して暮らせる生活の支援を図ってまいりたいと思っております。

地域の高齢者が集う場として、高齢者の活動を先ほど申しましたけれども、地域包括支援センターを委託したおたっしや館、老人福祉センターの整備というものを引き続きやっつけていかなければいけないと思っております。

老人福祉の観点から、介護報酬改定に伴う介護保険料の引き上げを抑制し、適正な保険料に改定いたしました。

また、ひとり暮らしの高齢者の栄養管理や孤独感の解消、安否確認などを目的としている配食サービスも引き続き継続していき、来年度はさらに買い物弱者支援を検討していきたいと思っております。

介護予防事業につきましては、要介護認定者の介護サービスの充実とともに、介護予防に重点を置き、住みなれた地域で自立した日常生活を営めるよう、高齢者を要介護状態にしないための介護予防教室の予防事業に積極的に取り組んでおります。

また、ストーマの支給というものも行っております。

独居老人の安心・安全の観点から、緊急通報システムというものを社協から、平成20年度26件だったものですが、今は23年1月1日現在で31件ということで支給をさせていただいております。

また、健康増進や特定健康診査に関する総合的な指針のもと、体系的な保健予防支援サービスを推進しております。受診の機会の拡大に努めているところです。

高齢者福祉という観点では、高齢者と体の弱い不自由な方々の生活支援策ということで、就任当初に障害をお抱えの方々の通院にタクシーチケット支給制度を実施いたしました。

21番目、「企業誘致促進、雇用創出による若者流出防止」ということで、これは公報と青ビラに書いておりましたが、以前の議会でも申し上げましたように、結果に至ってはおりません。これまでこの企業誘致の促進のための取り組みは申し上げたところでございますが、多岐にわたりますので、割愛させていただきます。

22番目、「地元企業と中央のベンチャー推進」と、これも以前の12月の議会で申し上げましたけれども、就任後、学校整備のため国の補正予算がつくということで、具体的に申し上げれば、21年度のユビキタスタウン構想推進事業ということで、地域情報通信技術利活用推進交付金実施計画というものを内部において計画をいたしました。これはどういう性格の事業であったかと申しますと、町内40カ所に防犯カメラをつけて、太陽光で自立的に機能させながら、子供のランドセルに電子タグをつけて、連れ去り等がないように防止する安心・安全の事業計画でありました。当初、早稲田大学の教授を迎えながら、日経BPコンサルティングの社員の方と共同で考えておりましたが、内部協議をした結果、なかなかこれは今後の自治体としてランニングコストや更新時の補助がないということもはっきりしまして、協議の結果、断念した経緯がございます。これについては実行に至っておりません。今後、さまざまな交付金がございますけれども、状況を見ていきたいと思っております。

23番目、「町民の起業支援」ということで、これは公報、青ビラに書いておりました。町としては、起業を目指す人に対する支援という意味では、財政支援は直接は行っておりませんが、運営費を助成しております商工会を通じ、新規独立開業を促す事業を実施しております。具体的には創業塾事業というものを企画されたり、産業支援センターへあっせんするというところでございますが、円高続きの中小企業業績不振に伴うリストラが進み、現在も定年退職後に起業をお考えの方がいらっしゃると聞き及んでおりますが、今後、より一層起業を後押しできればと思っております。

また、起業をされた方の悩みとして、創業時の事業の確保が問題だと知りました。町の発注事業に見積もり入札参加できる環境づくりということで、創業業者のみならず、既存の小規模事業者においても町発注の事業が指名願不要で受注できる機会を設けるために、小規模事業所登録制度を昨年度より既に実施いたしております。

24番目、「市民ファンド」、これは青ビラに書かれておりますが、現在検討中です。

ざっとでございますが、以上、これは公報と青ビラ、赤ビラ、記載項目別に見ると24項目について選挙期間中に述べたものでございます。

今後、24項目のうち15項目実施済みから20項目以上の実施済みを見ていきたいと考えておりますが、達成と実行度という意味でいいますと、記載の仕方で24項目というふうに記しておりますが、例えば、地産地消と食育活動は違うように、これは施策体系別に見ると30の政

策公約と数えることができると思っております、今後ともその30の政策公約を進捗を見ていくことが重要かと考えております。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

質問事項と町長の回答、若干ミスマッチがあったようですが、私は各それぞれ24項目を聞いているのではございません。まず、私の質問した事項は、町政運営の基本理念ということで質問をいたしました。個々のそれぞれのことを聞いているわけではありません。もちろん今町長が答弁されましたのは、私の聞いている基本理念に合致したものもあります。あるいはこれまでかと、これまで聞く必要があったのかということも多々あります。

私がここで聞きたかったのは、町長がことしの3月定例会の施政方針で発表された23年度の町政運営の基本理念、これについて聞きたかったわけでございます。若干ミスマッチがあったようですけれども、この「参加・協働・町民自治へ」ということを町長は上げております。中でも、この町を運営するには参加、協働、そして町民の方々の自治というのが大切ですよということをしっかり説いております。これについて聞きたかったわけですが、やや町長の一方通行になったような気がします。

もちろん町長の選挙公約も、これも公約ではありましよう。しかし、私の聞きたかったのはここです。「参加・協働・町民自治へ」と言って、ことしの年度当初に上げられましたけれども、きょう現在、もう既に1年の4分の3が過ぎましたけれども、これがどのぐらい実行されているんだろうかと。あるいは参加、協働という心が町民に通じているのんだろうかと。町長はここで言っているけれども、町民はこんなことは知らんよと、聞いたこともないというようなことでは、これは何のための施政方針だったのかということでもあります。このことを聞きたかったわけです。

24項目、学校給食が地産地消と、これは当然のことですけれども、そういう細かい指の先まで聞きたかったわけではございません。骨、これを聞きたかったわけです。これについて、準備をされているかどうかはわかりませんが、今、町長が思っている、あるいは実行がどのぐらいいっているだろうかということについて答えていただきたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

大変失礼いたしました。5番林議員の御質問の町政運営の基本理念について、公約の実行度についてはどう思っているかということで、私は選挙公約のことだと勘違いしましたが、今年度の施政方針、これが公約だと、公に示した約束だということで、この進捗をお聞きになられているというふうに理解して、お答えをさせていただきたいと思います。

本年度の施政方針の中で、町政運営の基本理念「参加・協働・町民自治へ」ということで、運営に関する理念というものを申し上げさせていただいております。

今年度の施政方針でございますから、当然この施政に関するこの中に出てくるものは必

ず実行していくというたぐいのものだと理解していただきたいと思いますが、特に、町民の協働というものをどういうところで今年度の事業やら取り組みやらでかいま見れるかと。一つ二つ例を申し上げますと、まず、林議員にも御協力いただいている自主防災組織ではなかろうかと。研修等に行きながら、ボランティアで防災士の皆様、まさに協働のあらわれだと思いますけれども、ほかにも消防団の皆様方と連携しながら、今後、自主防災組織、区長とともに、各地区自主的につくられていく、その後方支援を町としてしていきたいと思っておりますし、また間もなく12月議会が終わった後には地域歳末もちつき交流会、これもボランティア連絡協議会が中心となってこの運営をされるということで、地域の活性化、中山議員から御提言もございましたように、ことしは軽トラ市もあわせて開催するというので、町民の皆様が主体的にこのお祭りづくりをやっていくという意味においては、協働、自治、そうしたものがなされているんじゃないかなろうかというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

**○5番（林 眞敏君）**

町民自治、あるいはボラ連等も町長が申し上げましたけれども、もちろん私、防災士でありますけれども、防災士としての参加、これもあります。

個人的なことで非常に申しわけないんですけども、防災士という立場は、これは町から言われて私は参加したわけではないわけです。私は佐賀県の県知事から地域防災リーダーとして指定をされている。そして、その委嘱状を受け、各地域のこれこれ防災とか、あるいは消防その他の訓練については自主的に参加をしているわけです。これを町長の協働、町民自治ということにとらえられてもらえば、ちょっと勘違いかなと思っております。

参加、協働、町民自治というのは、これは行政からやってくださいという命令——消防団は、これは一部自治の中に入っておりますので、それはそれなりの参加はあると思いますけれども、私の参加しているのは、逆に町民から町をこうしたいという自主的な考え方です。あるいはほかの方々もそのような方々、組織、これもあると思います。幾らあるかは私も承知しておりませんが。この考え方です。この考え方が参加、協働、行政から言われるからやるんでなくて、行政とあくまでも同じような車で走っている。行政が何かをやらうとすると、ああ、私はどういう技量がある、どういう能力がある、じゃ、この際、ちょっと行政に話してみようかと。そして、私の力が必要であれば、当然そこで参加をして、町のために何かやらうではないかという、この芽生え、これが参加、協働だと私は思っております。まだ町長の考え方は、やはり行政がという。もちろん自主防災、これは自主防災組織というのは行政の責任です。行政がやるべきことを民の力を頼ってやらうということであると思います。これと参加、協働は若干違うと思いますけれども、これについてはどう思っておりますか、もう一度お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林議員のお尋ねでございますが、まさに協働というものは町民の皆様、町民自治、参加と書いておりますように、行政がお願いしてなされるものではないと、同じ認識に立っていると思っております。

加えて言いますと、自主防災組織については、ちょっと例えが悪かったのかもしれませんが、例えば、商工会の青年部で防犯パトロールを行っていただいておりますが、これはまさに町民の皆様が主体的に安心・安全のため取り組みをしたいということから発露したものでございまして、こうした町民自治、参加、協働、これまで行政が担っているべきだと思われていた分野について、積極的にそうした立場の皆様方がかかわっていきながら、行政機能をお互い高めていく、地域の安心・安全をお互い高めていけるというような環境になったことは、私は施政方針の理念にも資するというふうに思っておりますので、ちょっと例として申し上げさせていただきます。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

確かに先般の防災訓練で私ども防災士が自主的に行動し、救命救急、これをしたということは、これが本当の参加、協働だと思いますね。また、商工会の件も全く同じです。そうありたいというものを醸成していく、生み出していく、これをちょっと行政が油を差してやると。そうすることによって、この町にはまだまだ能力のある団体、能力のある個人、その方がたくさんおられると思います。これを行政としては、ああせい、こうせいでなくて、やはり乗りかかってきたところにちょっと救いの手を差し伸べるということが、これがこの町を一步前に進める大切なものだと思います。

先般、今回の防災訓練でなくて、前回の防災訓練ですか、この際、要援護者の移送訓練、このことについて、町長はホームページか何かで書かれていましたね。記憶はあると思えますけれども、防災訓練の反省ですか、ここで、私もちらりとインターネットをのぞいてみたら、そのことが出ておりました。要援護者の移送訓練で野菊の里からおたっしや館まで移送したわけですが、この際、バスに乗って、するするとおたっしや館に来たと、これでいいのかということ町長はみずからインターネットに載せておられました。これを私はのぞかせてもらいました。

こういうときに町長自身も何かを思って、心の中では思って、それが文字にあらわれてきております。このあらわれてきているものを一步前に進めてください。本当この町はまだまだよくなります。町に何とかしたいという人もまだまだたくさんおります。これをどのように協力を求めるか、どのように町はあなたの力をかりたいのかということをもう少し発信してください。発信すれば受ける方はたくさんいると思います。あるいは受ける能力のある方はたくさんいると思います。まだまだ足りないのではないかと。確かに広報等で発信されておりますけれども、町はこうした、ああした、あれをしました、次はこれをしますだけじゃ

なくて、あなたの力をかりたいと、あなたの能力をかりたいということを発信していただきたいと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

2番目のやり方について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

5番林議員の町政運営の基本理念について、やり方についてはどうしているかというお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

これもさきのとらえ方の問題ですが、町政運営の基本理念について、公約の実行度についてはどう思っているかの流れであるというふうに理解しておりますので、選挙公約について、この実現をどういうふうな形でやっているかという答弁になっております。

その趣旨でお答えをすると林議員に失礼であると思いますので、町政運営の基本理念について、つまり施政方針について、どのようなやり方でこの実施をしているか。つまり先ほど来言われております協働の町をつくるということをどのような手法で進めているかというふうに理解しまして、お答えをさせていただきたいと思います。例えば、例を挙げて申しますと、商工会青年部の防犯パトロールにつきましては、基本的には働きかけは私からは行っておりません。本当に自発的に町の子供たちの安心・安全を考えたいということで始められたことと聞きました。具体的には、ある部員の方が交差点にて1人の子供が泣いている姿を見られたと。その100メートルぐらい先に2人、男の子と女の子が歩いていっているのを目撃したのだから、車をとめて、どうしたのと言いながら、その交差点で泣いている子に――これが親戚のお子さんだったそうでありまして、声をかけたら、2人に置いていかれたということで、その2人のところまで車を飛ばし、何で置いていくんだと言われたそうでございます。その際に、変なかもんというようなことを言われたということで、変なかもんとは何たることかということで、おりてちょっとお話をしようと思ったら、声かけ事案ということで大騒ぎになったというようなことがあったと聞きました。

そういうところから、日ごろから声をかけ合う環境があれば、そういう変な誤解もないだろうということで、青年部は独自に自分たちの問題意識の解消のために交差点に立ちながら声をかけて、交差点に立って声をかけないんじゃなくて、声をかけるですね、あいさつ日本一運動も含めた防犯パトロールをされていると聞いております。

かかわり方を間違えば、やはり林議員が先ほど来言われているように、行政主導の、何と申しますか、行政の業務を住民の皆さんに押しつける、そういう観点での自治というのは私は率直に言ってまずいんじゃないかと。だから、自発的にこうした形で上がってくる行為に対して後方支援を行いました。具体的には県の防犯協会等に諮りながら、さまざまなジャンパーやら、いろいろな助成等を行っていただきました。

こうした自発的な形で始まった運動に後方支援をしていきたいというふうに思っておるところでございます、今後ともそういった形での町民自治、町民が主役のまちづくりというふうにしていければなと思っております。

以上です。済みません、雑駁でございます。

#### ○5番（林 眞敏君）

今回、資料なしですけれども、この協働というのは目的は何かというと、1つは、町民が自分の町を愛し、自分の町を考え、自分の町をつくっていくという、この1つと。もう1つは、行政は手いっぱいだと。もちろん上峰の行政は非常に人員も少ないし、もちろんお助けマンがおれば、その分野は業務がほかのところに振り向けられるという、この大きな柱は2つあると思うんですね。町民自身が私たちの町、私たちの町とかわいがり、私たちの町をつくっていくということ、もう1つは、やはり行政のできないところを助けましょうという、この2つの柱ですので、これを実のあるものに、駆け出したけど、途中で転んでしまわないように、駆け出したものはずっと歩いていく、走っていくということができるような町をぜひともつくっていただきたいと思えます。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

ホリカワ金属跡地について、まず最初に、企業誘致の問い合わせについて、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

5番林議員のホリカワ金属跡地についての項の要旨1、企業誘致の問い合わせについてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

ホリカワ金属跡地につきましては、いまだ誘致を実現するという意味での解決は見ておりません。私どもの努力不足を痛感しているところでございますが、社会情勢としても非常に厳しいということでもございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

御案内のこととは存じますが、企業誘致につきましては、県の企業立地課を通じての活動ということを基本にしていまして、県発刊の冊子「企業立地のご案内」というところへの町内適地の掲載というものが1つございます。それから、インターネットを活用した広報活動といたしまして、本町のホームページ、また日本経済の「NIKKEI 事業用地ナビ」というものがございますが、こちらへの掲載もいたしております。

加えて、佐賀県工業開発推進協議会、この協議会主催の誘致企業との意見交換会というものがございます。この懇親会、有意義な時間を通じて情報交換をさせていただきました。加えまして、今年度は町内工業用地に関する説明会ということで、8月26日に町民センターのほうで開催をさせていただいております。進出企業の皆様にお集まりいただきまして、町内の状況を私のほうから直接御説明を申し上げました。

また現在、中核工業団地企業を工場見学させていただいた後、「企業立地のご案内」という冊子を持参しまして、関係の企業等の企業立地の話があったら、ぜひとも候補地として、この今売り出しておりますホリカワ跡地を検討していただきたいということでお伝えをしております。

今後とも町内に優良企業を取り込めるように、県初め、関係機関の協力を仰ぎながら努力を重ねたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。（「次に進めてください」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（大川隆城君）

②の項で、現状のままでの誘致を続けるのかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

5番林議員の現状のままでの誘致を続けるのかという要旨2のお尋ねにお答えをさせていただきます。

ホリカワ跡地につきましては、御存じのとおり、特別会計より一般会計へ移管されました。跡地に係ります工業用地取得造成分譲特別会計は、御存じのとおり、平成22年度をもって精算廃止をしております。現在は一般会計のほうで引き継ぎを行って、管理を行っているところでございます。これによりまして、企業以外にも誘致の対象となっておるところでありまして、社会福祉法人等も視野に入れて、誘致を考えております。

これまで、以前、議会でも申し上げました議長、副議長に御足労いただいた件の後に2件の問い合わせがありましたけれども、そのうち1件は社会福祉法人でございまして、これは大きなトラックの乗り入れも必要ないために、現状の道の幅員でも出入りが問題ないということで、ぜひ実現させたいところですが、佐賀県との介護保険事業との兼ね合いで見通しが悪いというのが率直なところでございます。

現状のままでなく、さまざまな業態にPRをしていきたいということで今後考えておまして、また広報も店舗用地を募集している、そうした企業も含めて広げていければというふうに思っております。

以上です。

#### ○5番（林 眞敏君）

確かにホリカワ金属の跡地は非常に使いにくい地積ですよね。南のほうは、犬のしっぽと言ったら失礼ですけども、非常に狭小な地形であるということで、まず何を言いたいかという、町がホリカワ金属の跡地を持っている、どこか使ってくれるところがないかと、当然その姿勢であると思います。発想を逆にした場合、どうかということですね。また自分のことを言っても失礼ですけど、不動産会社にいたときに、私たちは逆の立場でいつも物を見ておりました。借りる側がどう考えているか、使う側がどう使いたいかと、ここに発想がないと、幾ら土地を持って使ってくれと企業誘致をしても、誘致を受ける借りたい側の心がど

ここにあるのかというところがわからないと、絶対に企業は来ないと思います。借りたい側がこの地形か、なるほど、こんな地形ではなと頭をひねれば、そこはだめですね。やはり借りた側、使いたい側が使いやすいになればいけないと思います。

3項めとちょっと一緒になって申しわけありませんけれども、まず、あの地域が区画整理できるものかできないものかどうかということですね。やはり使いたい側であれば、細長い地形よりも四角い地形のほうが使いやすいのは事実です。そうすることができるのかできないのか。区画整理ができるのか。あるいはこれも不動産用語ですけど、振興課長は十分御存じだと思いますけれども、換地という方法ができるのかできないのか。この資料を見せていただいたら、この地形とこの地形が非常によく似ているということで、これが可能なのか、あるいは不可能なのか、このあたりについてまで、あわせてお願いしたいと思います。

まず、現状の廃材置き場のような地形、雨が降れば地盤は軟弱になる、水の流れも悪い、区画も整理されていない野放図の用地で、借りた側の気持ちになれば、これはどうかなど。あるいは換地的な方策があるのかということについて質問をいたします。

**○議長（大川隆城君）**

林議員にお尋ねします。

これは3番目の項も含めての答弁でよろしいですか。

**○5番（林 眞敏君）**

はい、一緒にいいです。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、3番目の項、換地等の方策による整地を考えているかという質問も含めて、答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

おはようございます。私のほうからは先ほど林議員の質問の中に、この工業用地についての換地ができるかという御質問ですけれども、基本的には工業用地につきましては、東のほうには県の1級河川の船石川が張りついております。また、その東については、ニチノーさんの工業用地という中で、西のほうはどうかといいますと、土地改良区の圃場整備の農地が張りついております。

換地的に格好的にいい格好をするとすれば、西に広がっています農業用の農地を地区除外して、それは形よく換地が表的にはできるんですけれども、御存じのとおり、農業振興地域の中の農用地ということで、圃場整備が終わって、また県営かん排事業という事業もあっています。そういう中で、基本的にはそのような土地改良事業が完了して8年間は農地転用できないという文書的なものがございます。そういう中で、振興課の農政担当としては、西のほうの土地改良区を入れたところでの工業用地の整備というのは、緊急的にすぐできるものではないと思います。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

もう1つの質問、整地、区画整理はできるのかについてをお願いします。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。区画整理はできるかという端的な御質問でございますが、今現在、都市計画の事務につきましては振興課のほうに移行しておりますけれども、前からの兼ね合いということで、私のほうから少し答えさせていただきます。

土地区画整理事業と申し上げますのは、御存じのように、都市計画事業の一形態ということでございます。一般的には土地、農地、集落、そういうものが雑然とあるのを、一番端的に言うと佐賀の兵庫とか、そういうふうな形に区画を割って、宅地供給とか、そういうものをしようという事業でございますので、先ほど振興課長が申しあげましたように、あそこを換地に行く前に区画整理をするということになりますと、この事業の施行につきましては都市計画の決定というものをもらう必要がございます。ですので、その区画整理事業を認めていただくためには、あそこだけ、1ヘクタールだけでというのはまず難しいだろうということで考えております。

それから、先ほど農振地域の農用地については難しいというお話もございましたし、東についてはニチノ一さんが既に実際に事業をずっとやっておられますので、そういう中では、両方どちらにも今のところ身動きできないという状況でございますので、お尋ねの区画整理、それからそれに伴う換地という方法はすぐにはできないということではなかるうかと思っております。

以上でございます。

○5番（林 眞敏君）

非常に難しいようでございますが、何とかここを解決できるように町の執行部としてもお願いしたいと思っております。非常に大切な財産を――遊休ではありませんけど、使い切れていないということは町にとって大きな損失であると思っておりますので、ぜひとも脳漿を絞って何とか活用できる方法を見つけていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

5番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、11時5分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○1番（原田 希君）

皆さんおはようございます。1番原田希でございます。先日、サガン鳥栖がJ1昇格といううれしいニュースがございました。あきらめず目標に向かえば必ず何かを得ることができるんだと、多くの感動と勇気をいただきました。

上峰町はここ数年が苦しい時期ということでございますが、大きな目標を持って、一人一人が全力を尽くせば必ず道は開けてくると、思いを強くさせられました。

それでは通告に従いまして、大きく4つ質問をさせていただきます。

まず1つ目に、公約についてでございます。武廣町長が就任されて3年がたとうとしております。そんな中で選挙時に掲げられた公約がありましたが、その公約の進捗状況を伺いたいと思います。先ほど5番林議員の質問で町長答弁をされましたので、詳しい説明は結構でございます。

また、その公約の中身でございますが、新聞等でも報道がございました、出前町長室、全地区を一通り回られたということでございますが、今後の出前町長室の計画等ありましたら考えを伺いたいと思います。

2点目に、目達原駐屯地との交流ということで、現在どのような交流がなされているか、状況をお尋ねいたします。

大きく2つ目に、目達原飛行場が特定防衛施設に指定され、上峰町に新たな交付金が支給されることになりましたが、この特定防衛施設周辺整備調整交付金はどのような形で使っていけるか、町長の考えを伺いたいと思います。

大きく3つ目に、放課後児童クラブについてでございます。ことしの7月に佐賀県のガイドラインが策定されておりますが、今後の取り組み方針を伺います。また、指導員の先生方の6名中4名は県の緊急雇用を受けての雇用ということでございますが、この事業が平成23年度までと聞いております。平成24年度以降はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

最後4つ目ですが、学校教育について、ICTの利活用における町の計画、方針、考えを伺いたいと思います。

以上、質問事項でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、公約についてその進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

1 番原田希議員のお尋ねでございますけれども、公約についての項の1、進捗状況はということでございますが、先ほど林議員にも答弁をいたしました。具体的なことは必要ないということでございますので、項目記載別にお話しさせていただきますが、記載項目別に見ると24項目について選挙中に述べさせていただきました。先ほど申しましたように、24項目のうち15項目が実施済みから今後20項目以上の実施を見ていきたいと思っておりますが、これ政策別というふうに考えますと30項目のうち21項目、約7割今、実施済みということで今後これを上げていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

選挙公約として上げられた分24項目中15項目ができていると、これからまた20項目を目指されていくということでございますが、まずこの掲げられた24項目ですが、これは町長自身の努力目標として掲げられているのか、それとも政策公約ということで、先ほど林議員のときお答えがあっていましたが、政策公約として必ずこれは実行をしていくという気持ちで掲げられているのか、お尋ねをいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

1 番原田議員の御質問でございますが、この30の政策公約を努力目標でなく実行したいという思いで、今後、取り組んでいくということでございます。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

努力目標ではなく実行をしていくというお答えをいただきました。町民の皆さんは町長選挙の折に武廣町長が掲げられたこの項目に対して、武廣町長に皆さんの思いを託されたというふうに思っておりますが、この進捗に関してですけれども、先ほど林議員のときにもずっと一つ一つ説明がありました。私の勉強不足というのものもあるんでしょうが、なかなか聞いていてもわからない部分、項目というのも多々あったように思います。まして、一般の町民の皆さんが武廣町長が掲げられた24項目これすべて御存じだとしても、実際どのように今現在この町政運営の中でどういう形で実行されているか、どういうふうに実行されようとしているのか、また何ができていないかというのはなかなかこれを知る機会がないと思いますし、知ろうと思ってもなかなか難しいことなんじゃないかなというふうに思います。

当然一般の方というのは、マニフェストの検証とかそういうことは当然されないわけですから、この辺の進捗達成状況、できていないこれからどうするか、そういったことをどういうふうに町民の皆さんに伝えていくか。また、その伝える、この項目を掲げて町長、今現在、町長という立場にいらっしゃるというふうに思っておりますので、この達成状況をお伝えするというのは当然の義務じゃないかと私思いますが、これをどのようにしてお伝えされるか、

伝えていくか、また、伝えていく考えがあるか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

1 番原田議員のお尋ねでございますが、公約についてはこの4年間の任期期間中にやり遂げるべきことだというふうに理解しております、時期を見て住民の皆様に私個人としてお伝えする必要があると思いますとともに、この町民の皆さんにこの公約がどういう進捗で進んでいるか、また、公約がどのように行政の中で展開されているかということがわかりにくい一つの理由として、行政にはこれまでは、この上峰町21年就任以来、集中改革プラン、行政改革大綱というものや23年度までの総合計画というものがございます。公約については、実質的にはそれらと別に実施してきたということになります。その意味で公約の達成推進には限られた財源の中で既存の計画による歳出枠外での予算の確保、推進計画、そして管理という部分については常に私が取りこぼしがないように努めてまいったところです。

一般論としてですけれども、こうしたマニフェスト、公約を自治体の経営のシステムに何ていいますか、ビルトインしていくには、確かなそうした推進体制を築くにはマニフェストと連動して一体的な運用を図る、こういう総合計画というものの確立が不可欠であると今は考えられております。一般的に自治体の総合計画の体系は、長期にわたる基本構想、また基本計画、そして短期の実施計画と三層構造になっております。通常この基本構想や基本計画は、計画期間に取り組むメニューを総合的に、言いかえれば総花的に列挙するとともに、その記述も長期の期間に耐え得る抽象的な内容となっております。現在の長期的、総合的、抽象的メニューの列挙の総合計画を短期、中期的、戦略的計画に転換することが世の中の大きな流れとして今始まっておるといふふうに思います。

首長選挙ごとにマニフェストを総合計画に反映させる取り組みとしては、岐阜県の多治見市の総合計画が注目されていますが、同市では10年間の総合計画を前期の5年と実施計画の後期の5年を展望計画として策定しながら、3年目の選挙の翌年に実施計画の見直しを行い、5年度目を第2次実施計画の初年度に組み込むローリング方式を採用しておられます。また、7年度目の選挙後には翌年の総合計画自体の見直しを行い、9年度と10年度目を新たな総合計画に組み込むという、こういう仕組みになっております。

この方式は5年、10年の計画期間と4年ごとの選挙のずれを補正しつつ、首長のマニフェストを計画に反映させるシステムといえると思いますが、マニフェストを迅速に総合計画に反映する点においてはすぐれていますけれども、計画期間が首長の任期とリンクしていないために幾つか課題があると言われております。

本町におきましては、このような意味から計画10年の総合計画策定に当たり、24年度から短期的な実施施策と10年度の展望、双方盛り込んだものを仕上げていきたいと考えております。それを4年後で見直し、さらに後期5年の実施政策をつくるローリングができればと私

個人思っております、これにより選挙時のときの政策情報や論点にすることが可能になる  
んではなかろうかというふうに思っております。

このようにマニフェストと連動した総合計画の策定により、2つが一体となったサイクル  
の運用と活用が図られるとともに、有機的な両方の改善も進み、例えば今後のマニフェスト  
のあり方も総合計画を踏まえて、長期のまちづくりのビジョンなどを示すもの変わってい  
くのではないかと期待をしているところです。

以上です。

#### ○1番（原田 希君）

総合計画にマニフェストを落とし込んでということですが、ぜひそういったのも  
やっていただきたいと思えますし、佐賀県の古川知事なんかはもう非常にわかりやすく総合  
計画の中に入れ込んであるんじゃないかなというふうに思いますが、私としては武廣町長の  
この公約の進捗というのが見えないというふうに思っております。よければその進捗一覧表  
みたいなどをつくって公表とかしていただけないかというふうに思いますが、いかがでしょ  
うか。

#### ○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございますが、私の公約の進捗状況を一覧表にということござ  
いですが、先ほど申しましたように、上峰町としての総合計画23年度まででございます。今後  
の計画については、先ほど申しました対応をしていきたいと思っておりますが、今現在は、  
私個人として進捗をお知らせすることしか考えられないと思っておりますので、その点は検討して  
いきたいと思っております。これは時期が必要じゃなかろうかと、4年間の公約でございま  
すので、達成状況をお伝えするにはそれ相応の時期がある、タイミングがあるんじゃないか  
らうかと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、出前町長室の今後の計画について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

1番原田希議員の公約について、出前町長室、今後の計画はという御質問でございます。

お答えをさせていただきたいと思えます。

出前町長室につきましては、選挙公報に示しておりました町内各地区に出向いて意見交換  
するということで、今年度実施をさせていただきましたけれども、公民館や公共施設で開き  
町民の声をまちづくりの構想に反映させ、あわせて町財政に関する報告や中・長期にわたる  
まちづくり計画の基本構想の参考とさせていただく意見交換の時間を設けたいということ  
で行わせていただきました。町全体の発展につながる意見交換ができればということで、上峰  
町を対話の町というふうに定着させていきたいということで、定例化を考えていきたいと

思っております。今現在どのような形で行うかということについては、検討中ということでございます。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

今現在、具体的な今後の計画はないということですが、今回、全地区回られた際に、この出前町長室に参加された人数及び世代というんですかね、年齢層、大体どういった方が参加されたのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

出前町長室についてお尋ねでございます。

今現在、集計をこの手元に持っておりますけれども、参加者につきましては合計で330名ということで、年齢層につきましては比較的50代、60代の方々が占められていたのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

合計で330名、50代、60代の方が多かったということですが、この出前町長室の趣旨の中に全町的な対話のまちづくり、まちづくり計画の参考になればということですが、もうちょっと幅広い世代で対話ができるような、そういった考えも必要ではないかというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

1番の原田議員の御質問で、幅広い世代に向けての対話の場が必要であろうと私も思っておりますので、今回は区長様と協議させていただきながら、若い世代の方々がお勤めに行っている方でも参加できる時間帯ということで、19時半から開催をさせていただいたところですが、関心が高い町民の皆様は50代、60代の方だったということですが、

以上です。

**○1番（原田 希君）**

若い世代の方々が参加できるように19時半から開催をされたということですが、働く世代、子育て世代の方からすれば例えばもうフルタイムで6時ぐらいまで働いて帰ってきて御飯の用意をして、子供に食べさせていろいろやっているとなかなか7時半というのはできにくいかなというふうなこともございます。今後、出前町長室ということですが、

幅広い年代の方との対話ということを考えるとそういった方々、若い方々、子育て世代の方々が集まるような場所に町長みずからが外向いていく、何時に来てくださいということではなくて、そういう町長みずからが外向いていく、そういうことも必要ではなかろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

1 番原田議員の仰せの指摘も含めて、現在、庁内で協議中でございます。

以上です。

**○1 番（原田 希君）**

ぜひそういったところも踏まえて、今後の計画を立てていただきたいなというふうに思います。

この項に関して最後ですけれども、今回の出前町長室で武廣町長自身何か得られたものがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

**○町長（武廣勇平君）**

得られたものということで、本当に得られたものばかりでございました。

まず、財政についての関心が非常に高いということもよくわかりましたし、またこれアンケート等でも把握できていたことでございますが、道路等に対する関心がすごく高いんだなということもわかりました。また同時に、上峰町はインフラ整備が整っているということに対する自信も、町民の皆さんがお持ちだということも確認できました。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

では、次に進みます。

目達原駐屯地との交流、現在の状況について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

1 番原田議員の公約について、目達原駐屯地との交流、現在の状況はという項について、お答えをさせていただきます。

個人的には先ほど5 番林議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、さまざまな団体、防衛関連団体、自衛隊の組織、そしてOB会等ともお付き合いさせていただいておりますけれども、隣町と比べるとやはり交流に見劣りがするというふうな率直な意見を持っております。以前は町議会ともソフトボールを通じ交流があったというふうに聞き及んでおります。

今後、議会の皆様と協議の上でございますが、駐屯地の正しい理解、特定防衛関連市町村としての正しい理解を住民の皆様ともしていく必要があるというふうに思っておりますので、こうした防衛協会の場を通じて、また本年度実施予定でございます新年賀詞交歓会等を通じながら交流を深めていければと思っております。

また、個人的にはこれはまだ関係団体にはお伝えしておりませんが、自衛隊関係団体、主なものとして隊友会、父兄会、防衛協会でございますが、合同でそうした自衛隊との交流、また隊員の御家族も含めたところの交流ができればと思っております。隊員の御家族は例えばパキスタンや今現在もハイチに上峰町からも避難支援に行かれておりますけれども、大変御心配もなされておまして、そうした隊員の御家族の気持ちも察する中での取り組みという

ものも必要でなかろうかというふうに思っております。神崎市では毎年クリスマスコンサートを実施しておりますが、そうしたことも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

隣町と比べましてそのかわり、交流に関しては見劣りがするのではなかろうかということですが、私も隣町のほうが目達原駐屯地とのかかわりは多いように思っております。神崎で今度ウインターコンサートがあるということで、そういうことも考えていきたいとおっしゃっております。これ9月に鳥栖でもコンサートがあつておるようでございます。駐屯地に隣接している上峰でございますので、ぜひとも町民センターを利用した、何かそういったコンサートをやっていただきたいなというふうに思っております。

また、個人的に隊員の皆様と子供を通して仲よくさせていただいておる方もいらっしゃるんですが、やはり自衛隊の隊員の皆様いろいろ転勤等々で、さまざまな自治体をたくさん見てこられておりますし、上峰の町政に関しても非常に高い関心を持たれておる方が多いというふうに認識をしておりますので、今後とも自衛隊の皆様と交流、もっともっと深めていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

交付金について。特定防衛施設周辺整備調整交付金は、どのような事業に使用される予定かという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

1番原田議員の交付金について、1、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、どのような事業に使用されるかというお尋ねに対してお答えいたします。

まず、法改正の背景から申し上げさせていただきますと、現行の特定防衛施設、現行といえますか、改正前の特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途は、いわゆるハード事業に限定されていましたが、地元ニーズの多様化や刷新会議の仕分けの評価を受けながら、使途を見直すこととなりました。新たに同交付金の対象となる事業の中身については政令で定められておりますが、現在、九州防衛局と打ち合わせながら協議をしているところです。これまでは公共用の施設整備が対象でありましたので、その部分についてお伝えをさせていただきますと、いわゆるハード事業、公共施設及び通信施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与にする施設ということで、これまでは改正前の特定防衛施設周辺整備調整交付金は使途が決められていたということでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

どういったことに使われるかというのは、まだ決まっていないのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員の再度の質問でございますけれども、この用途についてはことしからソフト事業にということで、さまざま例を掲げておられますが、現在その細部にわたる詰めを九州防衛局とさせていただいているところでございまして、今年度実施のためにソフト事業についても前例がないことがこの防衛省としてもございまして、かなり慎重に判断をされているというふうに聞き及んでおります。

以上です。

○1番（原田 希君）

済みません、ちょっとわかりにくかったんですが、ハード事業ではなく改正後、対象が拡大したソフト事業のほうで上峰町としては、この交付金を使っていきたいということでよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねですけれども、このハード事業、ソフト事業を両方見ながら用途については考えてはいきたいというふうに思っております。

○1番（原田 希君）

ちょっと私も自分なりに調べてみたんですけれども、このハード事業の中に先ほど言われました交通施設及び通信施設、道路とか橋梁、防犯カメラ、無線とかありますけれども、この辺、今上峰町でも大字堤地区の防災無線とか、そういったこともつけていただきたいというようなお話がっておりますので、こういったことにも使えるのではなかろうかと。それから、消防に関する施設とかで消防自動車とか書いてありますので、当然、町が必要とされているようなことに使われるというふうに思っておりますが、ぜひともその必要な部分からやっていっていただきたいなというふうに思います。

そして、この交付金の額なんですけれども、これは決まった額が毎年交付されるのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

1番原田議員のお尋ねでございますが、交付金の額につきましては、九州防衛局長から本町に対し23年11月8日に交付についての通知がきております。普通交付額で34,471千円ということでございまして、本町としては先ほど来申しましたように、ハード事業、ソフト事業、また既存の事業等も考えながら、より補助率の高いものを選んでいきたい。その中で補助金等がつかない町単で出しているものについては、こうした調整交付金の活用ができますので、視野に入れて協議をしながら3月補正をめぐりに対応を考えていきたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。この調整交付金につきましては、政令で定めるということでございます。政令で定めるということは、大臣の権限で決められるということであろうと思いますが、本町としては、特定防衛施設に指定されたわけでございますので、今後ともこの交付金の配分がされるものだというふうに認識しております。

**○議長（大川隆城君）**

次へ進みます。

放課後児童クラブについて。取り組み内容の向上ということで、7月にガイドラインが策定されましたが、今後の取り組みについて執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

おはようございます。それでは、1番議員の放課後児童クラブについての質問にお答えさせていただきます。

ガイドラインというふうに言われております。このガイドラインは県のほうで策定された分です。よろしいですね。（発言する者あり）はい。少子化や核家族の進行、共働きの増加など子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。保護者が安心して働くことができる環境や子供たちの健全育成など、仕事と子育ての両立支援が求められています。

国においては、放課後子どもプランとして放課後児童クラブ、それと放課後子ども教室その2つを両輪として位置づけ、積極的に推進をしております。佐賀県としても放課後児童クラブの適切かつ安全な運営を初め、学校や保護者との連携など指針となる佐賀県放課後児童クラブガイドラインを策定されました。それは県内の放課後児童クラブが模範とするようなものになっております。

上峰町といたしましても、町の実情に応じながらこのガイドラインに沿って実施をしてまいっていく所存でございます。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

町の実情に沿いながら取り組んでいくということでございますが、今現在、課題というか、そういったことは何かありますでしょうか。

**○教育課長（小野清人君）**

現在の課題ということでございますが、現在、現場のほうからもそういう課題というものは聞き及んでおりませんし、ないものだと思っております。

ただ、原田議員がいつぞやの議会の折に言われました、小学校4年生以上、現在は1年から3年生までですが、4年生以上の受け入れについてどうするかということを検討しているというふうなことになります。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

4年生以上の受け入れの質問を、以前6月にさせていただきました。そのときの回答としては要望が少ないと、数名ですのでこれはできないというような回答でしたが、今、課長のほうから検討をしているということで、うれしく思っております。そのときは数名だから必要ないんじゃないかというようなお話でしたが、私改めて考えてみますと、言い方を変えれば必要とされている方は数名いらっしゃるというふうなことを思っておりましたので、そういった意味では、検討されているということは大変いいことだなというふうに思います。

それと今現在、放課後児童クラブ6時までということですが、6時以降の開設、延長ですね、こういったことは考えられていないでしょうか。

#### ○教育課長（小野清人君）

それでは、原田議員の御質問でございます。18時以降の開設ということでございます。

このガイドラインの中にも、18時以降の開設については要望があればしていく方向がよろしいというふうなことで書いてあります。現在、私どもの児童クラブの中では検討はしておりません。

#### ○1番（原田 希君）

ガイドラインということで出ておりますが、これ書いてあるとおり、最低基準ではなく望ましい姿ということでございますので、地域の実情に合ってこれに近づくような形でやっていってくださいというようなことであろうというふうに理解をしております。

今現在、要望がないので考えていないということでございますが、実際この6時以降に迎えに来たいという方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますし、その場合は指導員の先生方は6時以降はもうボランティアということでお仕事をされているようでございますが、こちら辺に関してどういうふうに思われているのでしょうか。

#### ○教育長（吉田 茂君）

1番原田議員の再度の御質問に答えさせていただきます。

御指摘のとおり、どうしても6時以降になられる方がおられる現状であることは、私どもも日誌の上で把握しております。やはりこういったぐあいにほとんど共稼ぎの世帯が多くなりましたので、近くにでも祖父母がいらっしゃるところはなるべく早目に来ていただくようにしているわけなんです。そうでなくどうしても来られない、電話が入ってその際は電話で少し遅くなるからという申し出をするように保護者のほうには指導しております。

その中でも今のところ数が限られているものですから、努めて現状では、このあと質問が出てくるとおり人員、職員体制のこともあわせながら現状ではやむを得ないかと、そう思っています。方向としては、やはりこういった時代でございますので、だんだんだんだん、ふえてくるのではないかと、あるいは差別用語ではありませんけれども、父子家庭、母子家庭、結構多ございます。御承知のとおりです。ですから、そういったものがふえてくるのかなということ踏まえて、県のガイドラインはやはり方向づけを指導しているのではないかと私

どもも判断しておりますので、もう少し実情を勘案しながらこれからは対応せねばいかないとは思っております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

6月に4年生以上の受け入れの御質問をさせていただいたときも、数名ですからというお答えで、今回も数名限られているということでございますが、先ほども言いましたとおり、必要とされている方は数名いらっしゃるという認識で、今後、児童クラブの運営を進めていただきたいと思いますというふうにお願いをしておきます。

それと、この放課後児童クラブなんですけれども、なかなかかかわりのない、余りかかわりがいい方々からすると、なかなか注目されにくい分野ではないかなというふうに私思っておりますが、平成22年の第2回定例会、町長の行政報告によりますと、今後も放課後児童クラブの存在を町広報紙等でPRし、子育て家庭を支援しますとありました。2010年の8、9月号でございます。それ以降の広報紙は私拝見させていただきましたが、そういったPRが載っていないようでしたが、この辺のお考えをお聞かせください。

**○町長（武廣勇平君）**

放課後児童クラブ土曜日の開設については、この各親御さんから利用者が少ないということで、昨年の予算の査定の際に担当課からも声が上がりました。これについては、利用者の拡大を図るべく広報紙等に掲載する旨で伝えておりました。いまだその実態がないということでございますので、大変申しわけなく思います。今後、利用者にPRするためにこうした広報への掲載を私みずから指示していきたいと思っております。

以上です。

**○1番（原田 希君）**

今後、PRと掲載をしていきたいということでございますので、その際には取り組みの内容とか、こういったことをやっていますよとか、こういう遊びが今はやっていますよとか、そういった子供が興味を持つような内容もちょっと入れていただけたらいいかなというふうなお願いをして終わります。

**○議長（大川隆城君）**

次に第2番目、平成24年度以降の指導員人件費の財源について、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

1番議員の平成24年度以降の指導員人件費の件でございます。

現在、指導員は6名体制で実施をしております。本年度まではこの6名のうち、2名は町費単独で、残り4名については緊急雇用創出基金事業にて人件費を賄っております。この事業は来年度まで平成24年度まで継続予定でしたが、3月の東日本大震災の影響で名称が変わりまして震災等緊急雇用対応事業となりました。平成24年度まではこの事業がありますので、

この事業で4人分の人件費を賄いたいと思います。残り2人分については本年度同様町費で賄います。それで、平成25年度以降については、この基金事業なくなりましたら、従来の放課後子どもプラン推進事業費の県費ですね。県費の補助金を申請し、事業を行ってまいる所存でございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

お諮りをいたします。1番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。それでは、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

**○議長（大川隆城君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

1番原田議員の最後の質問であります学校教育について。ICTの利活用、町の計画方針はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

**○教育長（吉田 茂君）**

それでは、1番原田希議員の質問にお答えさせていただきます。

質問内容は、ICTの利用活用と、これからの町の計画方針ということでございました。

まず、私ども上峰町においては、現在のところ小・中学校ともにパソコン教室という特別教室を置いています。そこには、小学校では電子黒板1台、パソコン20台、中学校では電子黒板1台、パソコン40台設置の状況です。

お気づきのとおり、その中で小学校では20台ということでございますので、40人学級とまではいっておりませんが、やはり2人で1台のパソコンを共同しているのが現状でございます。

したがって、1人がパソコンを打っているときは、もう1人の子は興味深くのぞいてくれているといいんですが、そうでなくて、余り興味を——自分の順番待ちというようなどころもありますので、ぜひ、このところは小学校にも40台へ持っていき、児童一人一人が1台ずつ占有できるように、そして授業対応ができるように、執行部ともども、そのような希望、対処しているところでございます。

なお、今後の計画方針ですが、県の執行部では積極的にICT事業の拡充により学力向上を施行しています。ただ、ICTの設置だけにとどまらず、その分が学力向上につながれば

という方向づけを、今県のほうも模索しているところです。

ただ、この県の計画も、町独自につきましてはそれぞれの町の予算形態、予算状況、それを頭に置いておきまして、私ども教育委員会のほうからは県のほうでそういったバックアップはしてくれるようにと要請しておりますが、現状では、例えば——非常に指摘して悪いんですが、予算に余裕のある玄海町、あるいは県の指定を受けている太良高校、御存じのとおり特殊学校の太良高校ですね、それから、芙蓉小、蓮池の小中一貫校、そういったぐあいに特別指定を受けているところは、県の補助を受けてモデル校として進捗しています。そうでない地域では、なかなか進んでいないのが現状でございます。

先ほどの県の教育委員会でも町の状況を把握しようと努めたところですけど、まだ全体的な係数の発表までは至っておりませんので、きょうこの場では御報告ができないわけですが、したがって、我が町としては、機器の設備については、まだ議員御承知のとおり資金の関係上、時間を要することは必至でございますので、ただ、一つ将来を展望する形では、教師陣、また私ども教育委員、あるいは委員会等も含めて、その対応がおくれをとらぬようにはしっかり勉強しなくちゃいけないと、そう思っております。

ちなみに、先日、小・中学校の校長先生と教育長、あるいは教育委員会の教育委員全員が致遠館のICTの教室で実際にパソコンを打ってきたようなところでございます。

これからも他町の状況を踏まえながら、おくれをとらないようにしっかり学校側に要請ができるためには、私どももみずから学んで知識を持っておかなければいけないと、そう覚悟しているところです。

終わります。

#### ○1番（原田 希君）

この教育におけるICTの利活用ということで、最近特に新聞等でも目にする機会が多くなったというふうに思いますし、また、佐賀県がこれは特にICTに力を入れられているということで、佐賀から全国へということで、先進的なICT利活用教育の推進をされているということでございます。

そして、また上峰町の教育の基本方針としても、社会の進展に対応した教育の推進、ICT利活用教育の推進、グローバル化に対応した教育の推進ということを掲げられておりましたので、当然上峰町としては、ICTの利活用には取り組んでいかれるものというふうに私は理解をしておりましたし、先ほど教育長さんにお答えいただきまして、またそれを確信したわけでございます。

ただ、ひとつ心配だったのが、環境の整備ということで、先ほど教育長さんも言われましたけど、お金がかかるということでございます。上峰町は、これから借金返済のピークを迎えていくわけでございますので、その辺のお財布事情等々あるとは思いますが、ぜひともほかの自治体の小・中学校におくれをとらないようなICTの利活用を進めていただきたいと

いうふうをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大川隆城君）

以上で1番議員の質問が終わりました。

次に進みます。

○4番（碓 勝征君）

こんにちは、4番碓勝征でございます。東日本の大震災から9カ月経過をいたしました。亡くなられた方が1万5,841名、行方不明の方が3,493名、それから、避難及び転出をされた方が33万人有余おられるということで、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告をいたしております6問につきまして御質問をいたしていきますので、どうぞ執行部の皆さんの答弁をよろしくお願い申し上げます。

1番目の百条委員会告訴の不起訴についてということでございます。

これにつきましては、10月7日のほうに検察庁から不起訴処分ということで報道がなされました。

この問題につきましては、平成22年3月に百条委員会が設置をされまして、1カ年間の論議をされ、そして告訴と、それを受けて7カ月間の検察庁なり捜査機関での結果を踏まえまして、不起訴処分ということになったわけでございます。

これらにつきまして、長として現在の心境はどうあられるかということをお尋ねしていきたいというふうに思います。

2つ目に、特定防衛施設指定につきましては、同僚議員からもそれぞれ御質問がありましたけれども、23年10月21日付で指定を受けたということでございます。

この特定防衛施設周辺整備調整交付金の使い方ということで、私は書いております。法律によりますと、生活環境面の改善なり公共施設の整備等に充てるというような主目的があるようでございますので、そういう面からこの交付金の使い方についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

3つ目でございますけれども、交通安全の確保ということで、1つ目に町道井手口住宅線と県道北茂安三田川線の交差点でございますけれども、ここで安全確保、いわゆる安全面で大丈夫かということの一つのお尋ねでございます。

2つ目に、町道坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差点、これにつきましてもこの交差点での安全確保は大丈夫かということをお尋ねしたいと思います。

3つ目に、さき子ども模擬議会で子供のほうから質問が出ておりましたけれども、社会体育館の東の水路でございますけれども、この安全施設が、いろいろ財政事情がございましょうということでの安全支柱が立っておるようでございますけど、これらについて、私も交通安全面から大丈夫かということをお尋ねしていきたいというふうに思います。

大きな4つ目の窓口業務ということでございますけれども、私は町民の方から、来庁者に対する職員の対応が非常に不親切に感じたということの苦情をいただいておりますので、そういう面からちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

5つ目に、福祉、生活保護についてでございますけれども、現在こういう不況下の中での町民の皆様の中で、保護の申請等があるかと思っておりますけれども、その相談内容の項目、どういう件数があるのか、お尋ねしたいと思います。

最後に、6つ目に健診についてということで、これは町民の皆さんに対する集団健診のことでございます。

町民健診の意義はどうかということで、私は医療機関の問題で少しお尋ねをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に百条委、告訴の不起訴について。現在の心境はどうかという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番副議員のお尋ねでございます百条委員会、告訴不起訴について、現在、長として心境はどうかと。

先日から不起訴という結果が出た後、こうして何事もなかったかのように議会で私も議論を皆さんとしておるわけですが、一向に謝罪がないと、告発者の方々は本当に肝に銘じていただきたいのは、今もその職員は実名を公表されながら、町内外に名前を出されながら仕事をしなきゃいけない環境があったわけです。どうして、いまだに当該職員や関係者に謝罪がないのか、本当に疑問に思っています。謝罪どころか、検察審査会にかけて強制起訴しろと方便されておられる方もいらっしゃるようでありまして、大変もう考えられない、遺憾に感じております。

この方や告発された議員は、容疑をかけ強引に告訴し、嫌疑不十分で不起訴に終わったことに対する政治的、そして道義的責任と、実名で議会広報に記載した行為に対する説明責任、あわせて謝罪を求めています。

私、早急に何らかの手だてで、これは弁護士さんと相談しながら謝罪を正式に求めていきたいと思っておりますが、以前、町民の方から、仮にこの事件の本質が当該職員が無実であるということを知っておりながら、簡単に認めないと見ると、公費を使って広報紙を作成し、当該職員を実名で公表し、町内全域に配布し、告訴状を作成し告訴したということであると、恐ろしい事件ですねということをおっしゃったことがございます。

町民感覚で見ると、この行為自体が犯罪行為なんじゃないかなと思うのも理解に至るところでありまして、私も捏造事件だと随分前から申し上げてきましたように、法律は一般の

感覚や常識を普遍化させて、明文化されたものである以上、無実の人間を告訴して罪に問われないはずはないと思っておりますので、対応を見ながら検討をしているところです。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

私は百条委員会におきまして証人喚問を受けました。宣告もいたしました。それから、傍聴席からもよく聞きました。そして、今回の1月の町議選におきまして、おかげさまで選ばれました。そういう立場の中から、私はまとめたことを申し上げて、長にお尋ねをしていきたいというふうに思います。

なぜ虚偽の証言をしたということで、職員のみをまず告発したのかということでございます。22年12月27日に発行されました議会だより、いわゆる特報でございます。町民に問うということ、告訴されたグループのほうから、もちろん議会名ということもありますけれども、一方的な取り上げ方で問題点が多過ぎたと私は思います。

まず、保管文書をだれが何のために差しかえをしたのかが、この百条委の設置目的であったんじやなかろうかというふうに私は思います。なのに、当時の議会は疑惑のある採用試験の真相経過を調査するまででありまして、あとは司直の手にゆだねるということで、今後真実が解明されるでありましようということ、特別委員会が私は設置する必要があったのかというふうに言わざるを得ません。何のために8日間で延べ44名の証人を呼んで、秘密会で24回、公開で20回、しかも、その証人喚問の経費を公費で133千円を使ってまで委員会を開いたのが私は納得しがたいと、そういう思いがいたしております。しかも、事実証明により委員会は虚偽の証言であったということを断定しまして、当該職員を実名を挙げて、先ほど長からありましたように、議会報に実名を挙げると、挙げたという、結果として告発をされていったと、議決には賛成6と反対2という中身があったようでございますけれども、いわゆる全員賛成ではなかったということでございます。

当然ながら、この反対意見の討論内容も掲載すべきであったと私は思うわけですね。しかし、それはなく、一方的な賛成者のことをまとめられての議会だよりであったということ、ございまして、私は公平なところじゃなかったんじやなかろうかというふうに思います。

納得できない問題点として、私は新規採用された職員が、時の総務課長の指示がなければ作文を書き直す動機はないはずであると私は言い切りたいです。だから、元総務課長は指示していないと証言をされておる。なぜこのことが解明できなかったのか、しなかったのかということが一つございます。

2つ目に、平成17年9月ごろ、町長、助役、総務課長で1行の作文を確認されたならば、これは全くその作文がどこへ消えたのか、存在していないというこの事実ですね。これは担当課の管理体制が問われるべきじゃなかったのかということがございます。

それから3つ目に、これは大きな争点でございますけれども、告発文、告発者が委員会に

も公表されていないと、去る平成22年12月13日に議員9名の方とよくする会役員10名で意見交換会が実証されております。この百条委員会の皆さんにこの告発文、告発者は閲覧されましたかと、そういう問いに対して、委員長より口頭で告発文だけが読み上げられたということで、閲覧はさせられなかったとのことでした。さらに、差しかえ文書の筆跡鑑定の結果を本人のものと証明がなされているということをごさしまして、いわゆる原稿用紙の鑑定はなされていないと、5年、10年経過をしている書き直した用紙は違うはずでございませう。科学判定して時期を特定させるべきじゃないかということをごさいます。

それから、採用試験の可否の判定の問題でございませうけれども、県の統一1次試験の内容と町の2次試験の総合判定をした上で決定されるものであると、単に作文のみで決められるものではないというふうに私は考えます。

よって、作文だけでの採点ではなく、総合判断で内定したとこのことを当時の元町長さんから言葉もいただいております。平成11年4月には当該職員を正式に採用したのは前政権者であるということは事実でございませう。

私は、この百条委員会設置の根本である告発文と、告発者を公開しないで証人喚問等を実施されたこと自体が公平性に欠けているし、不平等と言わざるを得ませう。このことは、しっかりと解明すべきと私は思います。

さらに、報道されたことと百条委員会によりますと、前町長が久留米の喫茶店に当該職員を現役の同僚職員に指示をして呼び出して、「近く百条委があるから現町長に言われて作文を書き直したと言いなさい」と、「守ってやるから」と、そういうことを言われたことが報道されておりました。もちろん当該職員は断っていることであるようでございませう。

このことにつきましては、百条委で委員長より、このことについて前政権者に尋ねておられますが、それは言っていないという一点張りであったと、私はこのことこそ真相究明すべきじゃなかったのかというふうに思います。まさに、やらせ行為と言わざるを得ないということをごさいます。

次に、いわゆる23年10月7日に不起訴ということで大々的に報道されたわけでごさいますけれども、検察庁は7カ月から8カ月かけて検証し、捜査をし、その結果として嫌疑不十分ということで不起訴になったということが発表されました。佐賀地検は、偽証は認定できる証拠はなかったと、本人は書きかえたことを認めているのに、時期やだれから指示されたかを偽るメリットがあるのかと、なかったということを報道の中で述べられておられます。

先ほど町長からありましたように、不起訴を受けて当該職員は百条委でうそや偽りは言っておりませうと、望んだとおりの結果でありますと、誤った判断で告発を議決した告発者の方は、今回の決定を受け、速やかに公式に謝罪されるものと信じているということのコメントが発されておられます。

町長は、これだけのいわゆる責めと申しますか、こういうことを受けて、まさに関係ない

のに、しかも上峰町の名を変な方向に向けられて、上峰町のイメージが物すごく失したというふうに私は思います。

真実と公平、平等性をもって町の代表者として、このことについて、どういうふうに思うのか、そこら付近をお尋ねしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

4番碓議員の再度のお尋ねですけれども、私が本当に残念に思うのは、謝罪どころか、檢察審査会にかけて強制起訴すると、そういう言葉が出てくることがちょっと理解に苦しむわけでありまして、私は口頭でこの間謝罪を求めるといふふうに申し上げてまいりましたが、正式に求めていきたいと思いますが、もし謝罪がなされなかった際については、私は以前からこの事件は捏造事件だと申し上げてまいりました。その確認をするための何らかの方法をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

町長からは、いわゆる謝罪行為ですね、これがないということで、何らかの形で求めていきたいということのようでございます。

今後、この百条委の不起訴処分について、町民の皆様からの動きもあるようでございます。私はしっかりとこの状況を、真実を求めて、公平性を求めて、平等性を求めて、このことについてはしっかりと取り組んでいく所存でございますので、ひとつ町長、そこら付近は御理解をいただき、町民のために正論で向かってもらいたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

特定防衛施設指定について。特定防衛施設周辺整備調整交付金の使い方はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

4番碓勝征議員の特定防衛施設指定について。2の項の1、特定防衛施設周辺整備調整交付金の使い方はとございます。

これは、先ほど1番原田議員の御質問にもお答えさせていただいたわけですが、法改正の背景を申し上げましたけれども、それは割愛させていただいて、現在、このハード事業に限定されていたこの交付金の使途が、地元ニーズの多様化、行政刷新会議の仕分けの評価ということで見直され、ソフト事業にも充当できるということで理解をしておるところです。

今3月までの補正予算までに庁内で協議をしている段階でございますが、また、九州防衛局とも細部にわたる調整が必要だと、なぜならば、今回から全国的にソフト事業への活用が

なされているということで、当局としましても、前例がない以上、具体的な協議が時間をかけてする必要があるという中で、3月までに協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

ソフト事業も多岐にわたるようでございますが、お題目だけ私たちはリストでいただいております。具体的な調整をしているというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいまは3月までに協議をし、その目標を定めていきたいというふうにおっしゃったかなというふうに思いますけれども、町の行政報告によりますと、34,000千円の内示を受けたということでございます。

そこでお尋ねでございますけれども、国有提供施設所在市町村交付金ですかね、5,300千円が予算が上がっておりますけれども、このことと、今回の防衛施設指定の交付金は別物であるものか、別枠であるものか、その国有提供交付金の5,300千円が34,000千円に変わるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碓議員の再度のお尋ねでございますが、この国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金と施設等所在市町村調整交付金というもので、調整交付金というものがございまして、これは、総務大臣が施設等所在市町村に対して毎年度交付するものということでございまして、具体的な中身を申しますと、基地交付金は米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政事業に対処するために、人の制限のない一般財源として総務大臣が施設等所在市町村に対して毎年度交付するものと、これが基地交付金でございます。

調整交付金につきましては、調整交付金は、基地交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍にかかる市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、総務大臣が所在市町村に対し毎年度交付するものですという性格の両交付金でございます。これとは今回の特定防衛施設周辺整備調整交付金は性格を異にしまして、この特定防衛施設周辺整備調整交付金は、自衛隊等の施設による騒音等の、住民の皆様から見れば迷惑的なものを補償する性格を帯びているというふうに理解していただきたいと思っております。

よって、この特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ことしから交付されるもので、新規に交付されるものであるというふうに理解いただければと思います。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

国有交付金と今回の防衛関係のあれは別枠ということで理解をいたしました。

そこで、今回の防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律、施行令ですか、ここら付近の改正が中身ということでございまして、公共用の施設の整備、またはその他の生活環境の改善等の整備費に充てるという、私はそこら付近の用途先が決まっているようございまして、おっしゃったようにソフト面なりハード面、両方使い道があるかと思えますけれども、生活環境の整備という面からいきますと、私は基地周辺の道路整備にある程度使っていただきたいということが一つございまして、その中で今回請願を出しまして、振興委員会のほうで採択——報告は後ほど委員長のほうからあるかと思えますけれども、ここら付近にも手をつけてもらったらどうかということがございます。いずれにいたしましても、目達原自衛隊周辺の生活環境の整備費ということでの取り扱いをぜひ前向きで取り組んでいただきたいということで、最後にお尋ねしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

礎議員からの御質問でございしますが、道路整備等に充当がこの調整交付金ができるかということですが、私ども、ことし新規採択を受けまして、指定を受けまして、今年度から交付がされるということで、まだまだ十分な知見を持ちませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、これまで長らく道路整備については防衛予算、避難道路等は防衛予算、高い補助率の補助金があったことと承知しております。その意味からしても、このハード事業というものは施設を指すというような内容になっているのではなかろうかというふうに、この一覧表だけ見れば思いますので、よくよく検討をする必要があるかなと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

よろしいですか。

それでは、次に進みます。

交通安全確保について。まず第1番目、町道下津毛井手口住宅線と県道北茂安三田川線の交差点について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

町道下津毛井手口住宅線と県道北茂安三田川線の交差点の安全確保につきまして、礎議員の質問にお答えいたします。

この交差点につきましては、歩行者用の信号が設置されていまして、私も朝、小・中学校の通学時間ということで現場に行き確認をしております。その歩行者につきましては、この信号を活用していただいて、私が見る限りでは、横断者に対しては安全確保はとれているかと思えます。

ただ、井手口住宅のほうからこの県道に出るときに、車等で私も出たんですけども、右手のほうに1本電柱がございまして、この電柱がちょっと見通しが悪いなという私の感じ方

はありましたので、もし、ここの交通安全に関して、この電柱が支障があるということになりますと、また九電とも協議をいたしまして対応していきたいと思います。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

今、課長のほうから通学する子供たちの安全面は大丈夫だろうということでございますけれども、後半で言われた中で、いわゆるこの電柱でございます。電柱は道路部分の隅にきちんとついておるような電柱の設置であればよろしゅうございますけれども、車道の中に入っておるということで、地域の皆さんが通行するときに非常に威圧感があるし、確認がしにくいという、車で行く場合、自転車で行く場合の支障になるという地域の皆さんの大きな声がございましたものですから、これをひとつ、通行に支障のないような箇所への移転ができないものか、そこら付近もひとつお尋ねをしたかったところでございます。ただいま課長のほうから、このことについては、そこであれば九電なりに伝えていきたいということでございますので、そこら付近でひとつ話をつないで、安全面の確保に資してもらいたいというふうに思います。

終わります。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほど、答弁の中のその電柱であれば、私も住宅のほうから車に出るときに、幾らか町道のほうに入っているような感じがいたしております。実質、敷地につきましては町道敷で立っているようでございます。

ただ、あそこにつきましてが道路的にも幅員がないということで、移転場所、それと移転費用の関係がありますので、再度、現場のほうで九電と協議をしながら、そこら辺もあわせたとこで対応していきたいと思います。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、町道坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差点について、執行部の答弁を求めます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

続きまして、町道坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差点の安全確保につきまして、碓議員の質問にお答えいたします。

この交差点につきましては、平成22年、昨年、歩行者用の信号がついております。そのときに警察との協議の中で歩道幅が狭いということで、歩行者の退避場所も一緒に設置して、安全確保につきましては昨年度したところですが、これもまた坊所のほうから交差点に入ってくるところについては、左側にフェンス等がございます。そのフェンス等が幾らか見通しが悪いような状態かなと思っております。

それと、あとフェンスの先のほうが県道敷と水路敷がありまして、そこに今現在はもう伐

採は終わっているんですけども、夏場あたりについては草が高く繁茂しているような状態のときもございます。

そういう中で、このフェンスにつきましては、もともと1メートルぐらいの高さのフェンスでありましたけれども、そこもまた昔見通しが悪いということで、交差点から手前6メートルの区間を見通しがいいように、逆に1メートル50高くしておる経緯もございます。

そういう中で、再度現場でそこら辺も確認し、先ほど言いました県道敷とか水路敷の草の伐採については、そういうふうなところについては、交差点の周囲につきましては見通しがいいような形で早目に伐採等の処理もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○4番（碓 勝征君）

この交差点は、過去に人身事故でお亡くなりになったケースがございます。見通しも非常に――要するに、新道の東西の道路が優先的に通行するということでの事故の発生が何件かあっているようでございます。

今、課長のほうからありましたように、22年に歩行者専用の点滅信号の設置ということがなされたようでございます。最近、また事故が発生をいたしております。私は、その方とは知人でございます、いろいろお話を聞く中で、課長のほうからもありましたように、坊所南北線、南から下ってくる時の左側のフェンスが目に入るということでありまして、あれがちよっと目の中に入って事故に遭遇したということでございます。確かにフェンスの高さの調整もやったということもございますけれども、あのフェンスにつきましては、水路の防御さくなり、通学する子供たちの安全面からの設置であるということであるというふうには思っております。

再度、この交通事故が設置をされた後も発生をするということにつきましては、もう1回具体的に現地を確認なりされて、この交差点の取り扱い、安全面の確保について、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしておきますので、そういうことで再度調査なりを実施してください。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、子ども議会で質問された社会体育館東の安全施設について、執行部の答弁を求めます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先般の子ども議会で質問されました社会体育館東の安全施設についてということで、碓議員の質問にお答えいたします。

ここにつきましては、今現在、高さ1.1メートルの転落防止さくが交差点より北へ22メートル設置されております。その先につきましては、転落防止の目印ということで、視線誘導標にトラロープを約185メートル張っております。この間につきましては、安全面から言い

まして転落防止さくの必要性は私どもも認識しておるところでございます。

よって、子ども議会でも申し上げましたとおり、今後は予算確保に努めていきたいと思っております。

また、今現在1メートル10センチの転落防止さくをしているんですけれども、構造的には転落防止さくについては80センチまでは交通安全上構わないという構造令的なものも出ておりますので、この高さの1.1メートルにこだわらないで、低くてコスト縮減ができれば、そこら辺でも予算の対応をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（碓 勝征君）

この安全支柱ですか、反射板がついております1.1メートルですかね、それらが設置をされておるようでございますけれども、いわゆるあそこを通行する子供たちの毎日の通学時に、指導員の方はもちろん、通行する皆さんも見ておられると思います。いわゆるトラロープを張ってあるんですけれども、それが切れておるわけですね、二重のトラロープが一重になって、もうトラの役目はしてないというふうな部分も何箇所かあります。

予算的にフェンスの設置というのは早急には無理かと思っておりますけれども、まずはその転落防止さくに対応するようなトラロープの張りかえなりきちんとして、一段でも二段でも大きいトラロープでございまして、まずは目に見える安全策をしっかりやってもらいたいということございまして、できたらフェンスの設置を計画的にやってもらうことが一番いいかと思っておりますけれども、それはなかなか予算の関係でできないかと思っておりますので、子供から見た目の前のトラロープが切れておると、一重になっておるというふうなことでございまして、これは早急に取りかえをしていただき、今後の安全面の確保についての前向きな取り組みを強く要望いたしておきます。

以上でございます。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

窓口業務関係で、来庁者に対する対応はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

4番碓議員の質問で、窓口業務はという内容で、来庁者に対する対応はどうかという質問に答弁させていただきます。

現在は健康福祉課といたしましては3係ありまして、福祉介護係、それから保険係、それから健康増進係ということでありまして、それぞれ福祉介護係は介護福祉の関係、あるいは障害者の関係、厚生医療の関係というような対応があります。

また、保険係としましては国民健康保険関係、後期高齢者医療関係、それから国民年金関

係ということでの対応があります。

健康増進係としましても健康相談というような窓口対応があります。

日々、窓口に来られる方に対しましては、対応に追われているんですけども、その来られる方に対しまして、あいさつをし丁寧に対応するように心がけてはおりますけれども、何せ説明するほう、説明を受ける方等、取り方がさまざまあると思いますけれども、御質問のように、住民の方が不親切な対応に気分を害されたということであれば、大変申しわけなく思います。

今後は、住民の対応にはわかりやすく丁寧に親切な対応をするように、職員一同心がけたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

以上で碓議員に対する答弁を終わります。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま健康福祉課長がいろいろ謝り等ございましたけど、健康福祉課に限らず、私は総合的に申し上げたいというふうに思います。

町民の皆様が庁舎に入ってこられたときに、職員の方はそれぞれ課長が一番前列でございますけれども、業務に集中しながらの対応ということで、非常にあいさつ励行が若干おくれるケースがあるかと思っておりますけれども、やはり町民の皆さん側の立場から見ますと、それはそういうふうには見えないというようなこともありますし、ひとつ実例も私の耳に入ってきました。

そういうことで、この窓口というのは住民の皆さんが寄りつきやすい、相談しやすいということがもとに、頭にあらわれて入ってこられますので、そこら付近を課長が申したように、職員は町民の公僕と、公僕という古い言葉を使っちゃなんですけれども、私は公僕であるべきだと、公僕とは、公衆に、町民の皆さんに奉仕をするということでございます。奉仕というのは、社会に仕える、町に仕えるということが根本であるというふうに思いますので、そこら付近はしっかりと心していただきたいと。

それから、実例を申し上げます。

介護認定をされている、要するに家族の方が、いわゆる配偶者の方が来庁されまして、相談に行ったときに、いわゆる介護認定関係の控除証明書を求められたということがありました。その対応が非常によろしくなかったと、これは23年1月の話でございますけれども、非常に憤慨をされまして、介護に疲れて確定申告の時期にその証明書をいただきに行ったときに、その対応が非常に不親切と申しますか、説明不足と申しますか、納得できなかったということの実例がございましたので、そういうやつを含めまして、町長含めて原点に戻っていただきたい。

私は前回から申し上げておるように、窓口体制、同僚議員も申しておりましたように、総合窓口を中央に設置したらどうかということもここで申し上げたいと思いますし、総合窓口

に対応するについては、職員の方もある程度熟知をしておらなければならないとか、いろいろございましょう。

例えばの話でございますけれども、退職OBのそういう経験者の方がおられて、もしもそういうやつに活用できるようなことがございましたら、そういう面からしても活用するとか、職員の中でのベテラン、経験者を総合窓口で午前、午後ぐらい交代をしながら対応するとか、やはり町民の皆さんが正面から入ってきて、相談したいということで入ってきますので、それを受け入れる体制というのは、私は非常に大事であるというふうに思いますので、そこら付近をしっかりと考えていただきまして、取り組みをやるような方向で考えていただきたいというふうに思いますので、町長、そこら付近をひとつ答弁いただきたいというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

4番碇議員の御提案でございますが、総合窓口、大きな市において見受けられますけれども、少ない職員数で今業務をしているのがやっとなら、また財政的にも厳しい状況だという状況ですが、ちょっと余りにも今議会からの御指摘も多いんですけれども、あいさつの励行に——町民の皆様が求める役場になってないんでないかと私も思っております、今後、こういう指導の結果、指示の結果、難しい状況が出てくるとするならば、考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

余りにもこの間、あいさつにせよ、議会の皆様方と決算委員会、今回の議会の説明においてもそうです。遅滞が見られるようなことが多うございましたので、今後はそうした面のさらなる指導というものをしていきながら、総合窓口についても考えなければいけないと思いつつございます。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

いいですか。

次に進みます。

福祉、生活保護について。相談内容の内訳について執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

4番碇議員の質問の福祉、生活保護について。相談内容についての答弁をいたします。

まず、生活保護の相談につきましては、町は町民から相談がありましたら、内容をお聞きし、県、鳥栖保健福祉事務所のほうに御連絡をし、その後、鳥栖保健福祉事務所の担当者のほうが本人のほうに詳細にヒアリングをして決定、認定されるというような仕組みにあります。

まず町としましては、今年度、相談——事前相談なんですけれども、それがありまして、5月に3件、4人、9月に2件、6人、10月に5件、5人の方の相談があっております。今

年度4月から10月までにつきましては計の10件っております。

その内容といたしまして、65歳以上の方が4件、5人で、そのうち3件、3人の方は年金はありますけれども、生活が苦しいというような理由で相談され、1件はまだ申請中なんですけれども、2件につきましては、その年金のほかにも収入がありまして認定がされませんでした。それで残りの1件の方につきましては、無年金で病弱でありましたけれども、この方につきましても、別に収入がありましたので認定がされませんでした。

65歳以下の方につきましては6件ありました。

1件は失業され収入がないとのことで認定がされました。1件につきましては、病弱で収入がないとのことで認定されました。残り4件につきましては、無職で病弱であり収入がないというような相談がありましたけれども、ほかに収入があり認定がされませんでした。

なお、前年度との比較におきまして、前年度末については25件、34人の認定がありましたけれども、今年度2件、2人の転出があり、新たに3件、7人の認定がありまして、うち1件は前年の3月に相談がありまして4月に認定された方なんですけれども、現在は26件、39人の方が認定をされております。

以上で碓議員の答弁を終わります。

#### ○4番（碓 勝征君）

私はインターネットでちょっと検索をいたしましたところ、佐賀県内で5,139世帯、6,852名の方が受給されております。全国では206万人の方が受給されておるということで、いわゆる今回の東日本の震災の影響を受けながら、長い不況が続くということでの格差の広がりによるところの受給者増かなというふうにとらえております。

ただいま課長のほうからは、我が町におきましては26件の39名という方がおられるようでございます。病弱とか失業中とか無職、年金受給者でも生活困窮者ということのようでございます。

不正受給ということはないかと思っておりますけれども、そこら付近は県の健康福祉課ですかね、そこら付近はチェックされておるかと思っておりますけれども、町の窓口としても、そこら付近を実際、生活困窮者、生活弱者につきましては、よく聞き取りをしながら、つないで生活確保に資してもらいたいということを要望いたして、この質問を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

健診について。町民健診の意義はどうかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

続きまして、4番碓議員の質問、健診について。町民健診の意義はどうかという質問に答弁をいたします。

高齢化の急速な進展に伴いまして、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心

疾患の血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっております。

生活習慣病の中でも特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧、脂肪異常等の有病者やその予備軍が増加しており、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群が強く疑われるものと予備軍と考えるものを合わせた割合は、男女とも40歳以上が高く、上峰町では男性では二、三人に1人、女性では5人に1人の割合で達しております。

このような背景で、医療構造改革における医療保険者の役割分担としまして、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から医療保険者に対して40歳から74歳の加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣予防のための健康診査、特定健康診査でありますけれども、及び保健指導の実施を義務づけられております。

このことによりまして、医療費の抑制はもちろんのこと、住民が元気で健康な生活が送れるように各種がん検診、結核検診、骨粗鬆症検診、特定健診などを行っております。

以上で碓議員の答弁を終わります。

#### ○4番（碓 勝征君）

町民に対する健康健診でございますけれども、これにつきましては、町民の皆さんの健康福祉を向上させるための健康診査であることにつきましては、そのとおりであると私は思っております。

この集団健診の取り扱いをする、いわゆる医療機関、医療機関の選定についてでございますけれども、集団健診時の取り扱いにつきましては、毎年、医療機関の選定手続をなされておるといふふうに思います。

ややもすると、同一医療機関を継続し委託しているんじゃないだろうかということが一つ私は感じておりますので、選考基準をどういう形式でやっておられるのか、データ、いわゆる健診の結果、データにつきましては町でチェックをし、保存しておければ、例えば医療機関が変わってもそれを活用すればいいことであって、そこら付近が医療機関の指定、委託、こういう形がどういうふうになっておるのか、そこら付近を教えてくださいたいと思います。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

特定健診、集団健診の業者の選定方法ということでの御質問なんですけれども、今年度、23年度につきましては、財団法人の県総合保健協会のほうに集団健診を委託しておりまして、次年度、24年度がもう事前にある程度、来年度の日程等、あるいは単価の部分での決める作業等がありまして、今のところ、この保健協会も含めまして3者による見積もりをお願いし、当初予算のほうに反映させて単価を決めていきたいと思っております、また、新たにその委託契約をするときには、そういうふうな単価での契約になってくるかと思っております。

以上で終わります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうでわかれば教えてもらいたい。資料がなければ後ほどでございます。

この集団健診の総合健診ですかね、これの医療機関のデータ、医療機関名簿ですね、10カ年間の委託先の氏名がわかれば教えてもらいたい。わからなければ後ほどでもいいですので、ちょっとお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいま申し上げましたとおり、平成23年度は総合保健協会のほうなんですけれども、ただいま10カ年間の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提示したいと思います。

○議長（大川隆城君）

いいですか。

以上で4番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、2時25分まで休憩いたします。休憩。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○3番（橋本重雄君）

皆様こんにちは。3番橋本が今から一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

私、ことしの1月にこの議席のほうに登壇させていただくようになりまして、もうはや1年が過ぎようとしておるところでございます。

そこで、平成24年度の予算編成についてということでそこに上げておりますが、平成24年度予算の基本施策はどんなものがあるかということですが、これは通常の経常的なものじゃなくて、24年度特に新しく計画をされている分についてお尋ねをいたします。

2番目に、戸籍事務のコンピューター化はということで、これが佐賀県で上峰町だけが整備できていないということになっていきますので、今年度これはどういうふうな取り組みをされるかということをお尋ねします。

続きまして、3番の学校指導主事の採用はということで、これも佐賀県で上峰町だけが採用していないということがございますので、この主事の採用の計画はどうかということで

お尋ねをいたします。

続きまして、大きい事項の財政再建についてということで、1番目に、役場周辺の土地改良事業完了の農地を宅地に転用することについてということで、これは一応お断りを最初にさせていただきませうけれども、農地をお持ちの方について誤解を招いてもらいたいけませんので一言おわびをいたしておきますが、要するに、農地を売rinaさいというような意味で私は質問しているわけじゃございません。例えば、今、役場が財政再建になっておりますので、農地を宅地にした場合どのくらいの収入にかかわるかということを中心にした質問をさせていただきますので、御了解よろしくお願ひしたいと思います。

それで、1番目の件ですけれども、役場周辺の農地をお持ちの方が、やはり後継者不足でどうしようもないという方もいらっしゃるわけですね。それで、皆さん御承知のとおり、元の橋本お菓子屋さんの北側の農地が今荒地になっております。そういうことで、やっぱり土地改良事業をすると制約がかかってなかなか宅地転用ができないということで現在進んでおるわけですけれども、ああいう状況を見ても、やはりどうにかする必要があるんじゃないかなというふうに思います。そういう考え方について執行部の答弁をよろしくお願ひします。

続きまして、役場周辺の農地の固定資産税と、その農地を住宅地にした場合の固定資産税の比較をお尋ねしたいと思います。

続きまして、今、土地改良の網がかかっていますので農地の転用がなかなか難しいので、都市計画法の関係で用途指定をするとそれがまた可能になる可能性ありますので、そういう考えがあるかどうかについてお尋ねいたします。

次に、道路整備についてということで、1番目に、今回、委員全員で東京のほうに陳情に行ったわけですけれども、その中で、こちらから陳情をお願いした分の34号線、それから、神埼北茂安線の加茂の交差点ですね、その2つの取り組みの状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、教育施設整備についてということで、中学校の文化祭に私出席させていただきました。そして、中学生がいろいろ調査をしまして、後ろのほうに、方眼紙にいろいろ展示をしてありましたけれども、その中に学校の施設の不備の件を写真つきでずっと張ってありました。それで、教育長さんのほうにああいうのがありますよということでお話をしておりました。その後、こちらで子ども議会がありまして、その子供の質問の中にも、施設の老朽化とかいろいろな改善点を要望されましたけれども、その要望に対して今回の予算を見ても、予算が全然上がっていないような感じなので、これの取り扱いについてどういうふうに考えてあるかをお尋ねします。

続きまして、今年、私が3月、6月、9月の定例会で質問をした事項の中で検討するとか取り組みますとかいう話があっているんですけども、それがどういうふうになっているか

ということをちょっとこちら辺で一回確認しておったほうがいいだろうということで今回こういう質問を出しております。よろしく答弁をお願いします。

続きまして、ごみの減量についてということで、今、資源ごみをリサイクルするために収集をしているわけですけれども、私が以前役場にいましたときに、環境組合のほうから報告書が来ていたんですが、現在も来ているかどうか知りませんが、来ていたらその収入の内訳をお知らせ願いたいと思います。

次に、2番目に、ごみの水分を少なくしてくださいと広報紙なんかにもいつも書いてあります。ただ少なくしてくださいだけではやはりなかなか少なくならないようです。したがって、何かの施策は考えてあるかということでお尋ねをいたします。

続きまして、出前町長室についてのお尋ねですけれども、出前町長室をされまして、いいこと、悪いこともあったかも——悪いことといたらおかしいですけれども、要望等があったかと思うんですけれども、その成果についてはいかがでしょうかということです。

それと、あの回覧を見ていたら、役場のほうからの財政状況の説明が主で質問とかはちょっと受けられないというような文書があったように思います。だけどやっぱりああいうところに出向いていくと町民の方はいろいろ要望があると思います。多分あったんじゃないかなと思いますので、その点を内容等についてお知らせいただきたいと思います。

以上、この項目を質問させていただきますので、答弁よろしくをお願いします。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に平成24年度予算編成についての第1項、平成24年度予算の基本施策はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の御質問でございますが、平成24年度予算編成についての項の①平成24年度予算の基本施策はということでお尋ねがっております。

平成24年度予算編成要領が10月14日決裁後、11月17日に課長会において通知いたしております。12月2日が当初予算の締め切り日となっております。これから12月19日から当初予算の査定を当該課が始めるということでございます。したがって、2月の当初予算決定予定日まで基本施策については確定しておりません。その上で私がこの席でいろんな事業についてお話を申し上げると、まだ私のところでの査定も当然ございませんし、予算を議会に提出され審議され、当初予算は遅くとも年度開始前に、市町村では20日前までに議会に提出して、長から提出されると議長はこれを本会議に上程し審議を開始するという運びになり、また、当初予算を集中して審議するため、橋本議員御存じのとおり、特別委員会を設け、審議の後本会議で採択されるという流れになる以上、議会の予算委員会という機関がある中で、議長や予算委員長の許可もなく当初予算についてお話をすることは不適切で、また、逆に言うと、許可をもらわずにそうした予算審議等の話になってくるのであれば混乱を生じるとってお

りまして、お控えをさせていただきたいと思っております。

やらなければいけない事業というのは、おっしゃる視点でたくさんございまして、その意味で、その角度でならお答えできるかと思いますが、次のあたりにも御質問をそろえておられますので、その際、答弁したいと思っております。

### ○3番（橋本重雄君）

町長おっしゃるとおり、その流れについては私もよくわかります。それで、来年度こういうものをやりたいなというものがあればなと思って私はちょっと質問をしておりますので、言われないうことであればもう結構でございます。

それで、次の2番、3番に、もう2つ一緒にいいですからお願いします。

### ○市長（武廣勇平君）

引き続き、平成24年度予算編成について、②戸籍事務のコンピューター化は、③項の学校指導主事の採用はということで、今後協議することになる件でございますが、おっしゃるように、学校指導主事につきましても早急に考えていかなければいけないという中で、当町の副町長にしてもそうですけれども、そうした補充ができていないと、補充といいますか、任用ができていないという状況が続いております。

また、特に戸籍の電算化につきましても、戸籍は日本人一人一人の身分の関係を登録した公の台帳であり、教育や福祉を受ける権利や納税義務の履行など、行政事務の根本部分に大きくかかわっているという中で、ちょっと背景を調べましたら、戸籍は和紙を原本としていて、もともとは一つの和紙、原本にて管理を行って、戸籍の情報に変更があれば、その都度、担当者が修正や記載をする、そうした方式をとってあったんですけれども、戸籍によっては保存状態が悪いという中で、この間、平成6年に法律の改正が行われてコンピューター化されたという状況です。

九州では3団体、戸籍の電算化ができていないということでございますが、行政上のメリットとしては、まず時間の短縮が可能になるということであり、また、対象者の抽出ができるということ。また、バックアップができるということになるかと思いますが、御案内のように、戸籍のコンピューター化には1億円強、多額の費用が必要となると。また、メリットも行政上のメリットで、町民の皆さんに事務執行上時間をとらせることがないという意味におけるメリットはございますが、そうした意味で、これまで我慢をずっと重ねてきた財政の中で、町民の皆様のサービスの維持拡充とこの行政上のメリット、どちらを優先させるかというところで、これまでなかなか実現がおくれてきたという側面があると思います。また、もともとは補助事業があったということもあり、この我慢の時期に、他の自治体よりも多くの町単費を拠出してこの事業を行うことがなかなか困難じゃないかというふうな判断をしてきたわけでございますが、比較的早急に体力が回復するに伴い実施していきたいというふうに思っております。

以上です。（「もう3番目の学校指導主事も」と呼ぶ者あり）

失礼しました。ちょっと前後してお伝えしましたが、学校指導主事にしてもそうでございます。この状況が佐賀県の中で少ないという中にありながら、一向にこの学校指導主事の任用ができないということにつきましては私も問題があるとは思っておりますが、先ほど来、パソコンの充当もしなければいけない、アスベストの除去、最低限、命と、また教育に直接かかわるところから予算を工面していきたいという思いがあるのが現実的な今の心境です。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

私がここに2つ項目を出しておりますのは、やはり県内でも当町だけしか整備ができていないということでございますので、やはりある程度ほかの町村から見られてそういうこともできないのかなというふうな批判を受けるというのも嫌だしですね、だから、なるべく早く整備ができたらいいなということで、来年ぐらいはどうかなと思って出しておりました。

それと、学校の指導主事につきましては、先ほど同僚議員からも質問があっただけけれども、やはり今はもうIT時代で、子供さんたちもそういう機会にどんどんなれていってもらわないとできないような時代になっておりますので、やはり先生に任せておいても、先生はもう異動でかわられますから、やはり専門的な人を採用してちゃんと指導ができるような体制にしてやらないと、よその市町村は主事がおってちゃんと指導をやっておるのに、上峰町の場合はもう先生が交代交代でやるような状態では、やはり子供の教育に余りよろしくないんじゃないかなというふうに思いますので、なるべく今度、特定防衛施設周辺整備調整交付金ですか、あれなども来るわけですから、そういうのを利用してソフト事業にもという話でございますので、そういうのにも利用されないかなというふうな感じでおりましたので、ちょっとここに項目出しております。

最後に、もう一回その考え方を町長のほうからお伺いしたいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

橋本議員の再度の御質問でございますが、他町に比べて充実できていない部分があることは事実でございます、その中で優先度をつけながら実現をしていくと。今、厳しい財政の状況を見ながら優先度をつける必要があると思っております。その優先度はどういうつけ方かと申しますと、私の中では、まず、町民の皆様の暮らしに直接かかわること、また、そうした我慢をお願いしてきた経緯があり、今やもう悲鳴を上げているような状況のところというのをしっかりもとのように復元しながら、また、その次に行政の中での有益な事業というものを展開していくべきではないかというふうに率直に思っているところです。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

町長の答弁、ごもっともだと思います。それで、今後取り組まれる分については、だれが

見てもあの事業はやっぱりやらんばいかんやったなというようなものをちゃんとやっていただくように要望をいたしておきます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

財政再建について。まず最初に、役場周辺の土地改良事業完了の農地を宅地に転用することについて、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、役場周辺の土地改良事業完了の農地を宅地に転用することに関する橋本議員の質問にお答えいたします。

財政再建につきましてのこの3つの質問につきましては、すべて関連があるかと思えますけれども、まず、私については、先ほど言いました土地改良事業完了の農地を宅地に転用することということで御答弁を申し上げます。

まず、役場周辺の土地改良事業の完了地区の農地を宅地に転用するためには、農用地区域からまず外すということになります。要するに、農振除外をしなければならないということで、それから、農業委員会への農地転用の手続というような形になります。これは農振法に基づくものですが、平成21年12月15日付で農地法の改正がありまして、遊休農地対策の強化、農用地区域からの除外の厳格化等が盛り込まれております。21年以前と比べますと非常に農振除外をすることが困難になってきております。それを受けまして国のほうでは、平成22年6月に農用地区域の編入促進や除外の抑制及び戸別所得補償制度の導入を初めとする各種施策による耕作放棄地の発生の抑制並びに再生を見込んでの10年後の全国の農地の目標値といたしまして、8万ヘクタールの農地をふやすという農用地等確保等に関する基本指針というものが出ております。これにつきましては、今現在日本の国としては食料の自給率を50%にするという目的がございますので、それに対してのこの8万ヘクタールの農地の増加という指針を掲げております。

先ほど申しました農地法の改正の中で、農用地区域の除外の厳格化ということで、農地転用を目的とする場合の除外要件といたしまして、先ほど言いました農地法の改正前は、まず1番として、農用地区域以外に代替をする土地がないこと、2番に、農業上の効率的な利用に支障がないこと、3番目に農業用排水路など土地改良施設等に支障を及ぼすおそれがないこと、そして4番目に、土地改良事業完了後8年以上経過していることという4要件がありましたけれども、先ほどの農地法の改正によりまして、農用地区域の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には同区域からの除外を行うことができないこととするのが1つ設けられまして、いわゆる除外をする5要件に今なっているところでございます。これは、今まで必要が生じた場合に変更を行ってございました農業振興地

域整備計画による農用区域からの除外についても、先ほど言いました国の10年後の農地面積の目標に対して、県もこれに合わせて県全体の農地の計画をしているところでございます。そういう中で、今現在その農用地の面積を減らすという変更につきましては、非常に難しいものがあるところです。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

今、振興課長のほうからる説明がありましたけれども、平成21年12月15日に農地法の改正があったということでございますが、中学校の体育館の南側、あれが私が見るには最近では一番新しいんじゃないかと思えますけれども、あれはいつの申請で許可されたんですか。

**○振興課長（江崎文男君）**

申請の年月日はちょっと即座に把握しておりませんが、あの物件につきましては、この農地法の改正があるという中で、その農地法の改正以前のところでの対応の仕方になっているということを聞いております。

**○3番（橋本重雄君）**

それでは、次に質問をしますけれども、今、橋本お菓子屋の農地を崩せないということはわかるんですね、それは当然わかります、私も役場にも勤めていたんでわかりますけれども、橋本お菓子屋の横の農地みたいに荒れ放題になった場合はどんなふうな施策を考えてあるんですか、お尋ねします。

**○振興課長（江崎文男君）**

それについても、農地法の改正の中で、要は、今まで農業委員会のほうで遊休農地の一応確認ということになっておりましたけれども、農地法の改正によって、農業委員会と町が一致して、今後は遊休農地の確認、指導をなさいますというものがあっております。

そういう中で、先ほど言われました古賀さんの農地なんですけれども、それについても、今現在その調査、指導等がことしからということになっておりますので、あそこにつきましては、農業委員会といたしましては、現在仮登記をされている福岡の所有者の方に行って、そこら辺のお話をして、その方に、要はだれか農地を耕作する人がいればそれに対して協力するという、そういうふうな答弁をいただいております。

また、遊休農地等につきましては、農地保有合理化事業といたしまして、要するに、先ほど議員さんから言われました後継者不足ですね、後継者不足に対してのこの農地保有合理化事業というのは、これは前からあったんですけれども、要は、もうつくれなくなった分をつくる人に貸し借りをする、売る、そういうものについての補助事業等もございます。また、新規就農者に対する補助事業、これもありまして、新聞等でも御存じかと思えますけれども、来年度からは、新規就農者につきましては国からの事業といたしまして1人当たり1,500千円の補助をするというような施策もあっております。要するに、町としてもそのような農地

保有合理化事業とか、先ほどの新規就農者に対する事業、そういうのを表に出しながら、遊休農地については解消をしていきたいと思っております。

**○3番（橋本重雄君）**

今説明をいただきましたように、理想論はわかります。ところが、後継者がいないじゃないですか。それを請けなってくれる人がいるんですか。やっぱり今私がこう見ていると、坊所地区では田中君が一番ほかの人たちの農地をつくっているかなと思いますけれども、彼ももう60歳過ぎていきますので、そんなに長くはできないと思います。

それとまた実際、土地を持ってあって、もう後継者がいなくて年とって年金だけの生活ということになれば、ある程度やはりお金が要りますので、転用したいなと思ってある方もいらっしゃると思うんですね。そういうことを考えると、果たしてそれでいいかなと思うとともに、私は再建ということで財政面のことをちょっとここに出していますので、だから、農地でずっと進んでいかなければならないということになれば、現在、企業誘致もなかなかままなりませんよね。そうした場合に、やはりある程度の町の収入を上げるためには、税収をふやすほか方法はないと思うんですよ。

それで、私は考えたんですけれども、やはり役場の周辺はある程度市街化して行って、固定資産税をいただくという計画ぐらいはあってもいいんじゃないかなというふうに思いましたので、ここに出しております。一応そういう気持ちを持ってここに書いておりましたが、一応この項はこれで終わります。

次お願いします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、第2番目の項、役場周辺の農地の固定資産税と住宅地になった場合の固定資産税との比較について、執行部の答弁を求めます。

**○税務課長（白濱博己君）**

3番議員の財政再建ということで、役場周辺の農地の固定資産税と、それから、宅地になった場合の固定資産税の比較ということでございます。

役場内につきましてはいろいろ相反することがございまして、税務課といたしましては、ある一定の手続きができて宅地になった場合は登記ができて登記書——法務局から通知が来て私どもが適正課税をするということになっておるところでございます。

お尋ねの役場周辺の土地改良された農地の固定資産税につきましては、農地は1反1,000平米ですけれども、139千円の評価額をいたしておりまして、その評価額に1.4%を掛けますと1,946円、端数切り捨てまして、1反持っていたら1,900円の課税になりますが、それだけでは300千円以下ですので課税はされません。

役場周辺の県道沿いの宅地でございますが、価格は評価基準によりまして、平米当たり21,700円でございます。課税標準額で一定の調整を掛けまして税の計算をいたしますと、転

用された更地は、税額は平米当たり182円でございます。計算しますと1反当たり1,000平米で182千円の税額であります。

住宅地につきましては、当然、建物が建つと軽減がございまして、住宅が建った場合は半分以下ぐらいになるかと思いますが71円、200平米以上でございまして、1反当たり72千円ということであります。

御案内のとおり、近年の宅地分譲は約平均3反、3,000平米ぐらいが平均ぐらいかなということでの宅地分譲を開発した場合の例をとりますと、1区画250平米を10区画、そこには当然道路が必要でございますので、500平米の公衆用道路があった場合、また家屋を、5棟を木造、あとの5棟を非木造ということ想定で計算いたしますと、税額はおのあの計算して全体で1,041,100円になります、約1,040千円でございます。

新築の家屋につきましては、120平米までは3年間でございまして、軽減後は1,040千円が582,800円ぐらいに3年間なると。それ以後、4年目以後が、先ほど言いましたように、全体で1,040千円ぐらいになるという計算でございます。

農地といたしましては、先ほど言いました3,000平米、先ほど言いました1反1,900円の3反ですから5,800円といたしまして、あと転用後につきましては、先ほど言いました1,040千円程度ですから、増加といたしましては1,030千円ぐらいの増加になるという計算でございます。ただそれは4年目以降ですから、3年目まではその半分近くということで、570千円ということでの増加ということで御理解いただきたいということで考えております。

以上でございます。

### ○3番（橋本重雄君）

今説明してもらったとおりでございます。それで、農地でいけば、今おっしゃったように、約2千円ぐらいですね。建物ができれば1,000千円ということですので、農地がいかにかやはり保護を受けているかというのがちょっとわかるわけですがけれども。

それで、この間、アパート業者さんが見えになって、役場周辺の農地にアパートを3棟建てる計画をしてあったのを見せていただいたんですけども、先ほど税務課長から説明があったとおり、税金のことをずっと書いてあったんですよ。そしたら、やはり今は30年一括借り上げらしいんです。それで、その固定資産税を見たらすごい金額です。だから、やはり町は金がない金がないと言うから、やっぱりそこら辺も少しは考えたほうがいいんじゃないかなというふうに私はちょっと思ったので今回こういう質問をさせていただいたところでございます。

それから、もう具体的に言いますけれども、その三樹病院の北側、あそこに住宅が5棟ありますか、6棟ありますか、（「7棟」と呼ぶ者あり）7棟あつてですか。あその従来の農地の固定資産税と今の宅地の固定資産税わかりますか、急に言ってわからないうね。（発言する者あり）そしたら、いいです。一応了解しました。そういうふうで、こん

なに差があるということは皆さん自覚していただきたいなと思います。

**○議長（大川隆城君）**

じゃ、次に進みます。

第3番目の項であります都市計画による用途指定をする考えはという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

次は、この都市計画による用途指定にする考えはということで橋本議員の質問にお答えいたします。

本町におきます都市計画区域につきましては、昭和53年3月に北部と南部の一部を除きまして区域設定をいたしております。平成15年1月には北部の国有林の部分を省いた全域で、今現在非線引き区域で用途指定がないという位置づけで都市計画を引いているところでございます。

議員質問の用途地域につきましては、主に12種類ぐらいの用途地域がありまして、市街化区域につきましては必ず定めなければなりませんけれども、非線引き区域につきましては定めることができるということになっておりまして、今現在、上峰町といたしましては、その用途地域はしていないというのが現状でございます。

本町におきまして、平成14年3月に策定をいたしました上峰町都市計画マスタープランというものがございます。全体構想といたしましては、そのマスタープランの中に8地域に分ける計画が今現在されております。この用途地域につきましては、都市機能の維持、増進及び居住環境を保護し、商業、工業など、利便の促進を図るなどの良好な都市環境を維持、改善し、都市のあるべき土地利用を実現するために定められているところでございます。

また、その一方、この用途地域につきましては、建築物の制限が課せられます。今後は今現在策定されております第4次上峰町総合計画と先ほど申しました上峰町都市計画マスタープランを総合的に照らし合わせながら進めていきたいと思っておりますけれども、私その前に御答弁申し上げました、要は、都市計画の中に用途地域をするということになりますと、先ほど申しあげました上峰町の農業振興地域整備計画との総合性というものがございます。このマスタープランにつきましては、坊所周辺——役場周辺につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおりでは、低層及び中層の住宅地ということで位置づけられております。ただ、それをすることによって、この農業振興地域の計画から外したところで、この見直しという形もございますので、そこら辺も今後はバランス的に見直す必要があるかと思っております。

**○3番（橋本重雄君）**

都市計画の用途指定をされている佐賀県内の市町村がわかれば公表をお願いします。

**○振興課長（江崎文男君）**

済みませんけれども、用途地域まで指定しているのは、隣接町村ではないかと思っておりますけ

れども、都市計画の市街化区域を指定されているのは、鳥栖・基山地区と佐賀市になっております。

あとについての、うちみたいに非線引きで用途地域をしているところについては、ちょっと資料的にお持ちしていません。

**○3番（橋本重雄君）**

はい、わかりました。

それで、都市計画の用途指定をすれば、市街化調整区域とかになったところは、またその住民の方が大変憤慨されたりすると思うんですよね。だから、なかなか用途を区切るというのは難しいとは思いますが。そうですけれども、一応、農振が除外できないとするならば、そういう方法もあるかなということで私もちょっと考えたわけなんですけれども、今後いろいろの審議会等もあると思いますので、上峰町に合った形態にしていってほしいなと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

道路整備について。まず最初に、国会陳情後の取り組みということで、34号線の整備について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

3番橋本重雄議員の御質問でございますが、道路整備について、①国会陳情後の取り組みはということでお答え申し上げさせていただきたいと思っております。

道路整備について、国会陳情後の取り組みはというお尋ねですが、国道34号線切通交差点の改良、具体的には、右折レーン、滞留長の確保、歩道の設置になりますけれども、10月19、20、21日に、県選出国會議員、国交省及び関係機関に要望を行ってまいりました。これは、議会の御同行の上お願いした経緯がございます。本当にありがとうございます。その後、私自身は再度、11月29、30日に具体的な予算の状況について議員事務所に訪問し、その秘書と再度打ち合わせをさせていただいたところでございます。

町と国道事務所に関しての事務的なその後の取り組みについては、担当課のほうから答弁いたします。

**○振興課長（江崎文男君）**

国道34号線の国会陳情後の取り組みについてということで、橋本議員の質問にお答えいたします。

その後の取り組みといたしましては、地区としての交差点から鳥栖方面への右折車線の整備につきましては、切通川までの区間での計画を望んでおられるところでございます。これにつきましては、2回ほど地区説明会をした中で、地区の皆様方につきましては、基本的に

は切通川までで、要するに整備ができないかというような要望がございました。そういう中で、佐賀国道事務所としては、要はそれでは整備の効果が認められないということで、今後はそのことを地区のほうに出向いて説明会をして、まずもってその切通までの区間であったら、先ほど言いました整備の効果が認められないという方向を説明いたしまして、再度皆様方の意見を集約して、それをもってまた佐賀国道事務所と協議をしながら、地区と佐賀国道事務所との合い中に立ったところでの橋渡しをしながら、ある程度の計画図面を佐賀国道事務所のほうにつくっていただいて、それを持っての説明会に行くような形をとっていきたいと思っております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

道路の拡幅関係で今計画を地元に出したところ、橋のところまでの要望と、土木事務所が考えてある分とが違うようなんですけれども、それをうまく話をされて、とにかく道路をつくるためには、地元町民の協力がぜひ必要なので、それが一番の難問題だと思います。根気よく頑張ってくださいと思います。

そしたら、一応この項は終わりますして、次、神埼北茂安線のほうをお願いします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、2番目の項目であります神埼北茂安線の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

引き続きまして、橋本議員の2番目の項でございます道路整備について、②神埼北茂安線の取り組みはということでお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

本年も11月24日に、県道神埼北茂安線整備促進期成会で、佐賀県、佐賀県議会、鳥栖土木事務所、神埼土木事務所へ私と大川隆城議長と神埼市長、神崎市議会議長、吉野ヶ里町長、吉野ヶ里町議会議長、みやき町長代理、みやき町議会議長と神埼市の区長の皆様、これは期成会を構成されておられます当該区の区長様と要望をしてまいりました。具体的な加茂の交差点改良の図面等を確認し、本町としては、前牟田地区の歩道や道路舗装についての要望、中村地区の用地買収における手続等の確認を行った次第です。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

今の説明では、大体大まかな計画はできているようなので、实际的に地権者の方にお話に行かれているかどうか、お尋ねします。

**○振興課長（江崎文男君）**

県道神埼北茂安線につきましては、今現在、事業として工事が動いているのが、九丁分からみやき町北茂安の江口区間でございます。今実際工事しているのは江口区間で行っている

ところでございますけれども、実は、九丁分から加茂の交差点までの区間につきましては事業採択がまだ正式にはされていないということで、来年の4月に事業採択をするということで県から回答が来ております。そういうわけで、その前段として、年明けにつきましては、まず、中村地区につきまして、地権者の方々とのもまだ用地交渉までいかないんですけれども、説明会を今計画しておるところでございます。

中村地区につきましては、3名さんの地権者がございまして、私も1名さんの方とお話をした中では、今年度がちょっと時間がとれないということで、区長さんを通じて来年度以降ということで計画をするように言われていますので、1月過ぎたところで、県と地元と調整を図りながら説明会を行っていきます。

### ○3番（橋本重雄君）

はい、説明でよくわかりました。

それで、私がちょっと思うには、みやき町のほうが、もうどんどん工事ができているんですよ。あれを見ると何で上峰はできんかなという感じがして、やはり気持ちがい足りないかなと思ったりもしています。

### ○議長（大川隆城君）

先によろしいですか。

それでは、次に移ります。

教育施設整備について。中学校の文化祭における研究発表、子ども議会における施設整備の要望に対して、執行部の答弁を求めます。

### ○教育長（吉田 茂君）

それでは、私のほうから、3番橋本議員の質問の中で、教育施設の整備状況についてお答えさせていただきます。

まず、中学校の文化祭における研究発表、続いては、子ども議会における施設整備の要望に対しての執行部の対応が求められました。

その中で、中学校では、総合学習の状況を文化祭でグループ発表し、その総括として、子ども議会で代表し発表した状況でございます。

子ども議会で出された意見の中で、中学校自体の設備の件で、まず第1に、教室内のフロアは改修できたけど廊下のほうが不十分であるという指摘がありました。教室内につきましては、すばらしい環境で生徒の皆さんが授業を受けている状況を私も直接見させていただいて、大変うれしく存じた次第でございます。

ただ、その次の問題点として残りました廊下の補修につきましては、町としては、平成28年度から29年度の大規模改修事業、つまりただいま10年総合プラン策定中でございますけど、その中で検討していく段階になっております。したがって、その分は若干おくらせておる状況で申しわけなく存じています。

そのほか、もろもろの点で小規模予算で実施できる分は、努めて必要度に応じて可及的速やかに対処し、解決していく所存でございます。よろしく申し上げます。

**○3番（橋本重雄君）**

教育長さんは、文化祭のときに後ろに張ってあったじゃないですか、あれ、見られたでしょう。あれはごく簡単にできるようなものもあったじゃないですか、換気扇がとまっているとか。ああいうの、終わりました、仕事は。（発言する者あり）いいです、ちょっと待ってください。

それから、もうとにかく簡単にできる項目が幾つもありましたよ。そういうのをやっぱり今回の補正予算で私は上がってくるだろうと思って予算書を見ましたけれども、修理費とかは全然上がっておりません。大体当初予算でもしっかり絞られてあると思うので、そんなに余裕はないと思いますので、やる気がないんじゃないかなというふうにししか思えません。答弁をお願いします。

**○教育長（吉田 茂君）**

3番橋本議員の御質問にお答えさせていただきます。

もろもろの件で、そういった小規模で予算可能な分は必要に応じて可及的速やかにやっていく予定でございます。学校側ともちゃんと協議しながら、できる分からやっていくことにいたしております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

先ほども言いましたように、もう簡単なことはできると思うので、今までの間でどれどれを改善されましたか。

それと、今後改善する予定があるなら予算が必要だと思いますが、どうですか。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

答弁いかがですか。

**○教育長（吉田 茂君）**

答弁させていただきます。

もろもろの小さな点につきましては、今手元にこれとこれという資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと、そう思います。あしからず御了承ください。

**○3番（橋本重雄君）**

それでは、再度お尋ねしますけれども、あと予算が要る分については、いつ予算要求される予定ですか。

**○議長（大川隆城君）**

答弁いかがですか。

**○教育長（吉田 茂君）**

橋本議員にお答えさせていただきます。

予算要求につきましては、本年度の予算の中でできる分につきましては、ただいま学校側の計上してくる予算と逐一討議している状況でございます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、その分につきましては小規模の分でしか対処できないんじゃないかなど、そういったぐあいに思っています。

**○3番（橋本重雄君）**

教育長さん、私全部やれとは言っていないんですよ。だから、少ない予算でできる分からやってくださいよってお願いしているんですよ。それを余り長い期間かけたら、トイレの換気扇がとまって回らないなら臭くてたまらんでしょうもん。そしたら、そういうやつはそんなに金かからんと思うですよ。それはもう今の予算でやっても予備費というのがありますから、流用できるんですから。そういうことぐらいやっぱり早く解消をしてくださいよ。もう苦言ばかりで教育長さんにはまことに申しわけないですけども、私もやっぱり気づいたら言わないことにはできません。

それから、もう1つ、ちょっとこの際つけ加えて言わせてもらいますけど、町民センターのトイレの使用禁止の札がかかっているのは、あれは何カ月間かけておくつもりですか。

**○教育長（吉田 茂君）**

今、回答の中では中学校を中心に申し上げておりましたが、小・中学校も含めて今ちょうど予算化しておりますので、できる分は早目に準備、執行もいたします。

町民センターにつきましては大々的に検討をしておりますので、使用禁止がかかっているところはあしからず了承してください。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

ここでもう一回苦言申し上げます。

取り組みが余りにも遅いです。もう少し、さささささとすぐやる課みたいな形でやってください。希望しておきます。

**○議長（大川隆城君）**

次に進んでよろしいですか。

それでは、次へ進みます。

ことし3月、6月、9月の定例会で質問した事項で検討すると答弁あった事項の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、まず私のほうから御答弁をさせていただきます。

6月定例会における御質問の中で、防災行政無線について早目に整備できればよいけどと

というようなお答えをさせていただいておりました。それで、現下における検討しております整備計画について申し上げたいと思います。これは総務課で検討している部分でございます。

平成24年度に基本調査を行いまして、平成25年度に防衛省へ補助金の要望を行い、平成26年度から27年度にかけまして、設計、施工を行うと、そのような計画でまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○町長（武廣勇平君）

橋本議員の、ことし3月、6月、9月の定例会で私が質問した事項で検討する答弁のあった事項への取り組みについてということで、具体的取り組み状況を尋ねるにお答えをいたします。

まず、先ほど来、子ども議会のことも含めて教育課の話がございましたが、教育課の所管になりますが、私からちょっと一言お答えさせていただきたいんですけども、平成23年、私はまずこの子ども議会の扱い方といいますか、子供に総合学習の時間で議会の体験をしていただきながら議会というものはどういう議論をしているかを理解してもらおうという意味においては、大人の通常の見取りと同じように対応しなければいけないという旨で考えてまいりました。よって、その要望事項についても、議員の皆様、町民の皆様から上がってくる要望と優先度については、きちっと公平な目線で見ながら予算づけを行っていきたいという中で、橋本議員の御質問に、小学校裏門に通ずる歩道の整備についてという中で、教育課のほうから財政部局とも検討しながら対処していきたいと発言をしております。この件につきましては、私は現地調査をしまして、この改修の費用等を考えるのであれば、以前から議員にも6月議会で、予算につきましてはやはり1年間を想定して計上するのが筋であろうと思うわけですが、補正ごとに計上されるのは余りにもよろしくないと思います。仰せのとおり、当初予算の協議事項としてこれから協議していきたいというふうに思っております。

また、私自身の発言で検討しますという言葉の該当箇所を見ましたら、平成23年6月議会でおたっしや館の運営についての質問に対し、「地域歳末もちつき交流大会の今以上のPRは必要だが、町民が集まられるときには、町内の農産物、生産物や地域住民の方の服や置物等の即売会の実施も現在検討している」と答弁しております。これについては、もちつき交流会とあわせて、今議会終了後の12月に議員からの御提案もございました軽トラ市を実施する予定でございます。

また、あわせて、おたっしや館の入館料について無料化の御提案をいただいております。これにつきましては、入館料をとらずに運営することができるのか、しっかり局長を初めスタッフの皆さんと協議しながら議員の御提案もあったということで検討をさせていただきたいとお答えしておりますが、局長と協議の結果、本年度は既に入館料をとるということで予

算組みしておりますので、先ほどの教育予算と同じく来年度対応として協議の上、扱うものであると理解しているところです。

以上です。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

3番橋本議員の質問についてお答えをいたします。

私のほうからは、9月議会で答弁いたしました国民健康保険特別会計の繰越金の基本的な考え方についてということで、3月の補正で少しでも国民健康保険財政調整基金のほうに積み立てることで検討したいと答弁しました件なんですけれども、今回の補正で国民健康保険特別会計の保険給付費等の補正をやっております。その動向及び今後の資金運用等を見ながら、3月の補正予算のときに財調に少しでも積み立てる資金ができましたならば積み立てをしたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○振興課長（江崎文男君）

定例会での質疑に対しての具体的な取り組み状況につきましてお答えいたします。

振興課につきましては、3月議会の財政再建についての中の農業集落排水処理施設維持管理について、それと、道路整備についての中の町道の舗装補修についての2つでございます。

また、6月議会におきましては、安全・安心な町づくりの中の道路管理についての町道御陵坊所線の官民境界について、それと、団地内洪水対策及び中学校東側住宅団地の洪水について、それと、上峰町を活気ある町にするにはという質問がっております。

まずは、3月議会の財政再建についての中の農業集落排水処理施設の維持管理のコスト削減についてお答えいたします。

今年度より7処理区の処理施設の光熱水費、汚泥くみ取り費、施設の維持管理費を包括的民間委託での一括契約を結んでおります。その結果、使用料に対しまして、一般管理費が平成22年度実績で赤字的に12,426千円ありました。現年度におきましては、その包括的民間委託に伴うコスト縮減ということで、予算ベースですけれども赤字が6,316千円に減っております。平成24年度の当初予算につきましては、一般管理費を使用料金で補うよう予算編成をしていきたいと思っております。

続きまして、同じく3月議会の道路整備の中の町道舗装補修につきましてでございますけれども、3月議会の答弁の中で、維持管理費につきましては、今現在5,000千円程度の予算というものを申し上げましたけれども、来年度まで厳しい財政でのピークということで、計画的な舗装補修もなかなか進むめどが立っていないのが現状でございます。

続きまして、6月議会でございます。

安全・安心な町づくりの中の町道御陵坊所線の用地買収後の官民境界の取り扱いにつきましてですけれども、これにつきましては、今現在この土地の隣接において、丸善海陸運輸株

式会社の持ち物であります。先般よりこの交差点の県道側に隣接する土地に、ヤマダ電機テックランドの進出計画がございます。その計画にあわせまして、その町道部分とその官民境界については、その進出に伴って整理をしていきたいと思っております。

続きまして、安全・安心な町づくりの中の団地内洪水対策について、その後の取り組みについてお答えいたします。

下津毛団地及び切通団地につきましては、全体事業費を算出いたしましたので、今後は財政と協議をしながら年次計画を立てていきたいと思っております。

続きまして、中学校東側の住宅団地の洪水対策ですけれども、今現在、外記のため池を調整池として水位調整を地区にお願いしているところがございます。しかしながら、かんがい期において、ため池の水位をそんなに下げるわけにもいかになく苦慮するところでもあります。町といたしましては、余水吐にゲートを設置し、水位調整をしていきたいと思っております。ただ、農林サイドでの県に御相談した中では、農林サイドでのちょっと補助が、要するに、ため池関係のゲートについてが補助がないということですので、また再度そういうふうな協議をしていながら、なるべく補助をとるような形でゲートを設置しながら地区とまた協議に入っていきたいと思っております。

次に、中の尾団地につきましては、団地の排水施設等の調査がまだできておりませんので、早急に排水の施設の調査を実施していきます。

最後になりますけれども、上峰町を元気ある町にするにはという具体的な取り組みにつきましてお答えいたします。

一部の事業が来年度まで認められました佐賀県緊急雇用創出事業を活用いたしまして、上峰町のラジオ広報番組の制作を企画しております。これは、平成24年4月から1年間を通して上峰町の観光、特産品、文化、人々等を紹介するものでございまして、本町の活性化の一助となることを期待しているところでございます。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

検討をしていただきまして、できたものもあれば、今できつつあるものもあるようでございます。私も在職時代、議会があって、そこで検討しますと答えておって、次の3カ月がめちゃくちゃ早いわけですね。もう、すぐ次の議会があるんですよ。それで、なかなか検討するのを忘れていたりしたことがあったものですから、ちょっとこら辺で一回質問しておったほうがいいんじゃないかなと思って。それと、今、進捗状況を知りたいということもありましたので、こういう質問をさせていただきました。ありがとうございました。今後、私の要望事項もなるだけ取り上げていただいて完成するように期待しております。

以上です。

### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

ごみの減量について。まず最初に、リサイクル及び資源ごみによる収益はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

3番橋本重雄議員のごみの減量について、要旨①リサイクル及び資源ごみによる収益はということでお答えをさせていただきます。

資源ごみは施設組合においての有償、逆有償分について、年2回の入札により、品目ごとの引き取り業者の選定で引き取りがなされているところではありますが、年間を通しての価格変動等もありますことから、より収入の安定を図るため、リサイクルの必要性、可能な資源物の分別収集の仕方の説明及び周知の実施をしているところでございます。また、このことについては、ごみの減量化にも通じるようになります。

平成22年度実績で、施設組合での搬入量は全体量で総計3,048.9トン、うち上峰町内の合計は296.06トン、全体の9.7%の排出割となります。

収入であります。資源ごみの有償分が総額59,999,181円、うち上峰町分が6,496,347円で、この金額は構成市町別搬入量の案分値をもとに算出されております。収益においては、負担金との相殺となっております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

資源ごみについて、やっぱり出している方がこれだけの収入になっているということをお知らせしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。そうしないと、分別して出す人も、ああ、これだけの金になるなら、やっぱり自分たちがちゃんとしなければいけないというふうに考えられると思いますので、今後はそういう結果が出たときには広報紙を出してありますので、広報紙の中である程度大きめに、こういうふうに資源ごみがこれだけありましたということに掲載してもらいたいと思います。よろしいですか。

**○議長（大川隆城君）**

いいですか。（「次、次」と呼ぶ者あり）はい。

じゃ、次へ進みます。

ごみの水分を少なくするための方策について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

引き続き、3番橋本議員のごみの減量について、要旨②ごみの水分を少なくする方策案についてお答えを申し上げます。

上峰町のごみの排出量は、少量ではございますが減量の傾向にあり、排出される可燃のごみについては、昨年度より10月までの同月前年比約3%減というふうになっております。可燃のごみの水分量はおおむね40%のため家庭においては水切りの徹底をお願いしているところ

るではございますが、今年度施設組合の構成市町とごみ減量化検討部会を立ち上げ、会議の中でも方策の事例について検討したところ、さらに、生ごみを一絞りしていただくということが有効という事例での一絞り運動の推進を図り、周知徹底するというところ、また、電動生ごみ処理機等による乾燥でかなりの減量化になるという事例があるということで検討をしておるところでございます。

先ほど申しました約3%の減ということで、近隣市町——上峰町だけが減量化ができているということで、ほかの市町はごみがふえたというような状況だそうでございますが、今後とも電動生ごみ処理機等も検討しながらごみの減量化につなげていきたいと思っております。

広報紙において、上峰町のごみ排出量について、前年同月比でごみ速報値を掲載し、また、毎回リサイクルの必要性及びごみ減量化の実施を啓発、周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

今の町長の御説明で、前年度比3%減になっているということで、なかなか皆さんの努力のたまものだと思います。私も広報紙を見るたびに水切りをしましょうと書いてあるけど、具体的にどうしましょうとは書いていないんですね。だから、ちょっと私考えたんですけども、今町長おっしゃったように、一絞り運動とか、電動生ごみ処理機、そういうのもあると思いますけど、各家庭にジューサーみたいな形で、プラスチックでいいですから、それを手回しでぐりぐりして汁が流れるようなやつを発案したら結構水分がとれていいんじゃないかなと思うんですよ。いや本当、私は家でごみ担当ですのでいつも抱えて持って行くんですけども、やはりそういうことをしたら本当水分減りますよ。だから、ああいうのはもう企業に頼めばすぐ発案してつくってくれると思いますから、もう仕掛けは簡単ですから。そういうのを検討されたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

### ○町長（武廣勇平君）

橋本重雄議員の御提案でございますが、よくよく担当課と協議してみたいと思います。

今、担当課としては電動生ごみ処理機等の検討を上峰町でも考えているようでございます。

以上です。

### ○議長（大川隆城君）

いいですか。

じゃ、次へ進みます。

出前町長室について。成果、あるいは役場に対する要望等はなかったかという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

### ○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の質問に、出前町長室について、成果はいかにということでのお尋ねで

ございますが、これも先ほどお答えをしたことと重複してしまうかもしれません。

出前町長室の参加人数ということで、330名の方がお見えになったということでございまして、傾向としては50、60代が多かったという印象を持っております。

成果という意味でいえば、こうした皆様方が直接意見を賜る機会ができ、それが今後町づくり計画に構想の参考とさせていただくことができたということは、これまでの計画と違う計画づくりをする上で成果としてとらえていいんじゃないかならうかと思っております。より声が反映された計画になることを期待していますし、今現在審議会等でも検討をいただいているわけございまして、この審議の結果、町民の声が大きく反映された計画になることを期待しております。

また、具体的な要望については、多岐にわたるもの、また、個人的な情報を含むものがございます。それぞれ一つ一つの案件について、先ほどのように優先度をつけながら鋭意努力していきたいと思っております。

以上です。

### ○3番（橋本重雄君）

出前町長室をされているいろいろな要望等もあったようですけれども、やってよかったというような感じで私は聞いたんですけれども、今後もまたこういう形でやっていかれるかどうか。それで、やはり各地区に出ていくと、やっぱりもう皆さんの意見が当然出てくるのが当たり前ですけれども、広報——回覧で回ってきたのでは、何か今回は財政のことだけで要望は受け付けませんというような雰囲気を書いてあったような気がしたんで、それで、ああいうところに行けば大体要望が出るけど私には思っていたんですけれども、やっぱりそういうふうで要望はあったということで聞きましたのでそれはそれとしていいですけれども。やはり人づてに聞くよりも直接町民からの声を聞かれたほうが一番いいと思うですもんね。だから、こういうことは今後もずっと進めていってもらえばいいと思いますので、その意気込みをお願いします。

### ○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員の再度のお尋ねでございますが、これは区長さんに大変な御迷惑をおかけして御協力いただいたと思っております。

その中で、区長会での意見として、町長みずからが区長を通さず地域の課題にその場でできるできないを答えていただきたくはないという御意見をいただいたことがございました。よって、ペーパーの、御案内の文書の記載の仕方として、各地区における個別の要望等に対する答えは控えさせていただきたいというふうに書いておりましたけれども、その読み方が、町民の皆様には要望等をお願いしてはいけないというような読み方になっておったようございまして、大変申しわけなく思っております。そうした意味でも、区長さんの意見を聞きながらということであれば、今後の開催については、一時期は1日2本立てで9時か

らの開催というものをこちらから一方的にお願いした経緯もございましたけれども、地区の皆様には都合のよい、先ほどから時間を選べという御意見もございますし、地区に一番都合のよい、この出前町長室のあり方というものを検討していきたいなと思っております。

具体的には、ほかの市町では、そういう制度化をして、呼ばれたときにテーマを絞ってお伺いするというような市町もあると聞いていますし、どういうあり方がいいのか協議をしていきたいと思っています。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で3番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、午後4時まで休憩いたします。休憩。

午後3時48分 休憩

午後4時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○2番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。2番寺崎太彦。質問は、つつらつーで行きますので、答弁のほうは簡潔にお願いいたします。

まず最初に、財政改革。

1番、冬の節電対策は。ことしの12月、九州電力は5%の削減をよろしく申し上げますと言ってきておりますので、どういうふうになるか。

2番、人口増の対策は。

それから、町づくりについて。

1番、消防車の導入計画は。

2番、AEDの維持管理は。

3番、公共施設の管理は。

4番、来年度のワクチン無償化は。

そして、安全対策について。自転車の交通ルールの指導について、よろしく申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

それではまず最初に、財政改革として、まず第1、冬の節電対策について、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（北島 徹君）**

質問事項の財政改革の①冬の節電対策はということで、寺崎議員より御質問をいただいております。お答えをしてみたいと思います。

庁舎の対策といたしましては、照明やOA機器などの節電につきましては夏からの対策を継続してみたいと考えております。

次に、暖房でございますけれども、暖房につきましては室温を20度Cということで室温20度に設定をしていきたいと考えております。それに伴う運転時間も30分短縮すると、そういうことで今回冬の節電の実効性を上げてみたいということで考えております。

また、庁舎以外の施設につきましても同様の対策をとられるように、私どものほうから各施設の管理者のほうに協力を要請してみたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

役場のパソコンはウィンドウズなんですか、ソフトは。ウィンドウズPCの設定を変更することでパソコンの電気量を約3割節電できるというプログラムがあるんですけど、それはどうなっているのでしょうか。

**○企画課長（北島 徹君）**

お答えをしてみたいと思います。

この間、最近になりましてコンピューターを入れかえておりますので、その節電システムは入っておるとは思います。と思いますが、確認をさせていただきたいと思います。（126ページで訂正）

それと、夏ですか、お答えしたと思いますけれども、そのコンピューターのシャットアウトする時間も短縮させておりますので、そういう指示はしておりますので、ただ議員御質問に対する的確なお答えとしてはちょっとここでは即答できませんので、確認してお答えさせていただきますと思います。

**○2番（寺崎太彦君）**

ウィンドウズPCの自動節電プログラムというのがありまして、これは無償で提供されておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それから、今度、九州電力が消費電力が少ないLED照明などの普及促進に向け、10ワット以下の街路灯などに適用する安価な電気料金区分を新設されました。街路灯などは、定額電灯や公衆街路灯Aという契約があり、これまでは20ワット以下が最も安い区分だったんですけど、これから10ワット以下の新しい電気料金がつくられ、九州電力の場合は定額1灯に

つき月額74円55銭から80円85銭を予定し、これまでよりも33円60銭から37円80銭と安くなりますけれども、これに対してLEDの照明の街灯の導入予定はありますでしょうか。

**○総務課長（池田豪文君）**

今現在、町内には927の防犯灯を設置いたしております。その中で議員御指摘のLEDは今現在設けておりません。

それで、その防犯灯についてでございますが、10ワットはございませんで、それはルクス、明るさの関係から20ワットの場合でございますが、現在のところ基本料金は47.25銭、それに使用料金が108円15銭で155円40銭という形になっております。防犯街灯のワット数については40ワットが限度ということになりますけれども、20ワットから40ワットというのが本町で取り扱っている防犯灯でございます。

それで、今お尋ねになっておりますLEDの蛍光灯を使用した場合と、使用する計画はあるかということでございますが、今回、来年度に向けまして試していこうということでは思っております。と申しますのが、費用につきましてはやっぱり40%ぐらい、今現在つけているのよりもコストは上がります。それに対して費用対効果がどれぐらいあるのかと、そういうのをちょっと検証してみたいと思っておりますので、今現在ある防犯灯につきまして、LED蛍光灯をつけかえていくこと自体はできませんので、今回ですね、今回といいますか、来年度の当初予算でお願いしようと。先ほどの橋本議員からの御質問の中にも中学生の子ども議会の中で、暗いところがあると、そういったことがございましたので、中学校のほうにそこはどこでしょうかということをお尋ねしまして、できるだけですね、せっかく子ども議会等もございまして、子供さんたちからの御要望もありましたので、24年度の予算には反映していきたいと思ひまして、その箇所につきましてはLEDを計画していきたいと思っております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

節電対策は6月議会でも質問しましたけど、その中でデマンド監視装置とかEPSとか質問したんですけど、それはどうなりましたでしょうか。

**○企画課長（北島 徹君）**

お答えをいたします。

寺崎議員から御質問がございましたデマンドとかですね、言われました各項目につきまして、うちのほうで九電とかそういった関係機関に照会をいたしまして、その導入した場合にうちのほうが節電対策になるかというようなことも検証はいたしております。その結果といたしましては、具体的なことは今、手元にはもうございませんが、かいつまんで申し上げますと、うちの庁舎のような状態ではなかなか節電というものには結びつかないということでございました。

そういうことで、今現在、うちのほうでこの節電対策につきましては、前もお話をさせていただきましてけれども、365日使っている誘導灯ですね、これが節電対策、それと明るさの、結局実際に誘導する場合の効果ということもございまして、それを1基だけ実験的につけさせていただいたという御報告はしたと思います。それで、このLEDの誘導灯につきましては37,600円かかりますけれども、この省エネ率というのが88%ございます。それで、結果として電気代の節約というのが年間に3,514円計算上節約できるということで、大まかに言いますと10年間過ぎれば元を取るということとございまして、今現在、その節電対策で考えておりますものは、この誘導灯を庁舎の、特に町民の方がいらっしゃる1階部分について、何とか新年度で更新する費用を計上できたらと、そういう検討を現在私のほうでは行っております。

以上でございます

## ○2番（寺崎太彦君）

ことしの夏も節電対策はされたんですけど、前年度に比較してどれくらい効果がありましたでしょうか。

## ○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

電気料で庁舎というくくりでお答えをさせていただきます。平成20年度4月から翌年の3月分、年度で参りますけれども、平成20年度が、ちょっと千円単位で申し上げます。5,255千円、平成21年度が4,592千円ということで、20年度比較で663千円の節電といえますか、少なくしております。それから、平成22年度4,484千円ということとございまして、これも20年度比較として771千円の減少ということになっております。これが平成20年度から平成22年度までの年度間の電気料の動きでございます

次に、平成22年度と23年度の夏という御質問でございましたので、そちらのほうを答えさせていただきますと、平成22年の8月分として請求の来た分が416,557円、平成23年度が386,923円ということで7%下がっております。それから、22年の9月分が425,032円、23年度の9月分が385,521円、9%の減少と。それから平成22年度10月、356,559円、平成23年度10月分が341,329円ということで、△の4%ということになっております。6月議会でも厳しく御指摘をいただいておりますので、そういうことで私どものほうとしてもそういう対応をしたという結果ではなかろうかということとを考えております。

以上でございます。

## ○2番（寺崎太彦君）

なかなか節電対策って難しいとかなとか思っていたんですけど、案外効果が出ているように思います。

ちなみに、ことしの冬の何か目標値等あれば教えてください。

**○企画課長（北島 徹君）**

先ほどは、なるほどいい結果といたしますか、その節電の効果が出ておりますが、ある程度までは出ると思っておりますが、それ以降それをさらにというのは、なかなか必要な部分というものもございますので、難しかろうとは思っております。

それで、ちょっと議員の御質問と少し、それにストレートなお答えとはならないかもしれませんが、佐賀県のほうからこの地球温暖化防止の取り組みということで参ってきておりまして、それに対しまして冬のウォームエコライフ宣言というその登録申請を県のほうに既に送付をいたしております。

これは、役場としてそういう取り組みをやると宣言した事業所だということでございますが、この中身は先ほど私が申し上げました中身とほとんど一緒でございますけれども、この中で、1つには庁舎を利用される町民の方々にもそういう取り組みをやっているということを知らせるということでございます。

議員もお感じになっていると思っておりますけど、最近はこのショッピングとかモールとか行ってもほとんど上着を脱いでいないような状態で皆さん買い物をされております。

そういう状態ですので、うちのほうとしてもそういう努力を続けていかなければならないというふうには思っておりますが、パーセントの設定というものはちょっとなかなか難しいということで考えてはおりませんが、前年度よりも少しでも少なくしたいということで取り組んでまいりたいということで考えております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

人口増の対策について、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（北島 徹君）**

財政改革の人口増の対策はという御質問を寺崎議員のほうからいただいております。お答えをしてまいりたいというふうに思います。

御存じのように、本町の平成22年国調人口は9,224人ということで、平成17年国調人口よりも224人の増加ということになっております。また、住基人口といたしまして本年10月末現在で9,485人ということで前年の同月比で144人の増と、そういうふうな状況に人口としてはなっております。

他の自治体が人口減少に悩むという中で、人口が微増とはいえふえているという状況は上峰町の整備されたインフラ、それに住むのに適した環境というものが広く町内外にも認知されているということではないかというふうに考えております。

さて、人口増に向けました具体的な取り組みということでございますけれども、今現在、これを急に行うという計画はございませんで、財政基盤、それから人口の動向、そういうも

のがある程度、もう少ししてそういうものに変化がございましたら、そういうものにどういふふうに取り組むかという、そういう少し将来的な課題ではなからうかということで現在は考えております。

以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

今、微増ながら上峰町はふえてはおりますけど、やっぱりこれから産業の振興や雇用の創出をつくることは、これから非常に大切なことだと思います。

それと、未婚や晩婚化などによる少子化は大きな問題だと思いますけど、行政による婚活、武雄のお結び課など、それと神埼の社協による何か婚活事業とかされておりますけど、そういう婚活対策とか計画はありますでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

2番寺崎議員のお尋ねでございますが、婚活事業。今、定住促進の意味での少子化対策、婚活事業ということでございましょうが、今現在は検討しておりません。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

町長は余り何か婚活に興味がなさそうなんですけど、やはり地域振興や地域活性化などの面から人口増への対策をするということは、魅力あるまちづくりだと思いますので、人口増に対する対策をよろしく願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

町づくりの中で、まず第1に、消防車の導入計画について執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、私のほうから1番の消防車の導入計画案について御答弁をさせていただきます。

本町における非常備消防車両につきましては、議員御承知のとおり、平成元年度に導入いたしました小型ポンプつき積載車でございますが、既に22年が経過しておりまして、よく修理する状況でございます。よって、今年度1台分の予算を確保いたしまして、まずは第2部の積載車を更新することにいたしました。

今後の計画でございますが、原課といたしましては、本部の分まで含めまして来年度に4台まとめて更新したいと思うところでございます。

以前は、防衛施設庁の補助事業で積載車の補助がありましたが、現在は補助対象から除外されております。今回、防衛省より特定防衛施設周辺整備調整交付金が本町に交付されるようになりまして、その交付金を運用できればうってつけであると考えるところでございます。

ただ、当初予算につきましては、企画課の査定がございまして、その後、町長査定もございます。この場合におきましては、町の歳出全体でのシェアでもって査定されますので、原

課の要求どおりはならないこともあり得ると思っております。

ただ、午前中の一般質問で原田議員さんから交付金を消防のために活用したらどうかと、そういうありがたい御意見をいただきましたので大変意を強くしたところでございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

なかなか厳しいような、厳しくないような、ちょっとわからなかったんですけど。

ちょっと戻って、小型ポンプ積載車の補助金はないとおっしゃいましたけど、ポンプ車の補助は防衛省から3分の2ほど来るそうなんです。何か、小型ポンプ積載車とポンプ車というのは値段が倍ぐらい違うけど、3分の2ぐらい来るなら、あんまり変わらんとやないかなと思うんですけど、町長どうでしょう。

**○総務課長（池田豪文君）**

議員おっしゃいますようにポンプ車については補助がございます。

ただ、また同じように値段も随分違いますのと、あと管理の関係も当然あります。だから、そういった点を総合いたしますと、今年度入れました小型ポンプつき積載車2部には導入いたしますので、それ以外の例えば1部とか、3部とか、4部にポンプ車というぐあいにはいかなんじゃないかと、そのように思うところでございます。

あと、管理上の問題と、あとそういった全体的な流れといいますか、そういった点で小型ポンプつき積載車、今年度の落札で言いますと5,155,140円で落札をいたしております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

何か2部にやるから、ほかのところはとか言われましたけど、そしたら1台でもいい本部に、前は実際ポンプ車はありましたでしょう。役場に。そして、町長の公約に消防設備の一新と近代化とうたっておりますので、そこら辺はどうでしょう。

**○町長（武廣勇平君）**

寺崎議員の消防車の購入に関する御質問でございますが、本年度1台分の予算確保ということで、今後、2部のほうの積載車を更新するということになっておりますが、今後とも、来年度以降、計画的に更新していくことで機能は以前の車両よりも向上するということでございますので、そうした意味で原課が申し上げたとおり小型ポンプつき積載車を検討しておりますので、私自身そのポンプ車というものと小型ポンプつき積載車について、もう一度改めて勉強してみたいと思っております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

ポンプ車は積載車の値段が倍ぐらい高いとか言いますが、性能も倍ぐらいという話も聞きますので、ぜひとも住民の生命、財産を守る点でも導入のほうよろしく検討お願いいたし

ます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第2番目の項、AEDの維持管理について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、2番目のAEDの維持管理につきましても、私のほうから御答弁をさせていただきます。

現在、AEDを置く公共施設は町民センター、小学校、中学校、役場の消防多機能車、それと社協の管轄でおたっしゃ館においてあります。その管理についてでございますが、AEDを置く各施設で管理することにいたしております。これまで実際点検を行ってきておりませんでした。今般、電極パッドやバッテリーなど週に1回セルフチェックを行っていくように各施設管理者へ依頼をいたしたところでございます。

また、まだAEDを置いていない体育センターや、ふるさと学館、役場庁舎につきましては来年度の予算で対応を検討いたしているところでございます

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

AEDは機種ごとに消耗品の使用期限等が異なりますので、そこら辺のほうもよろしくお願いたします。さっき言われた役場と、なかったんで導入と言われましたけど、最近で購入よりもリースが主流だと聞いておりますけど、そこら辺はどうなんですか。

○総務課長（池田豪文君）

御指摘のとおり更新状況につきましては、各社メーカーによって違いますので、一覧表をつくっております。これを各施設持っておりますので、その際には交換すると、そういった措置をしていくようにしております。それと、あと買い取りか、あるいはリースかにつきましては、リースということはちょっと考えておりませんでしたので、比較しましたところでどちらがいいかというのは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

維持管理がしやすいのでリースが何かはやっているようなんです。そいけん、そこら辺ぜひ検討のほどよろしくお願いたします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

第3番目、公共施設の管理について、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

この公共施設の管理の件の前に、先ほど議員よりお尋ねがございましたウィンドウズ節電

プログラムは無償で導入できるが、導入しているかという御質問でございましたけれども、調査を行いました結果、6月議会で御指摘がございまして、節電のために7月に短時間で自動でシャットダウンするような設定をしておりますが、これとは別物ということでございました。それで、お話のこの節電プログラムというものは現在は導入しておりませんので、このプログラムの内容、そういうものを確認して導入して、支障がなければ即刻導入したいと、そういうふうに考えております。

先ほどの私の回答は訂正させていただきまして、今回の回答で御了解をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、町づくりの公共施設の管理はという御質問をいただいておりますので、お答えをしてみたいと思います。

町有の施設の管理につきましては、現在、各部署において行っております。けれども、どの施設も建築後かなりの年数を経過しております、修繕費の要求というものが年々増加しているような現状でございます。これらへの対応といたしまして、さきの9月議会で今後予想される施設の大型修繕の準備金といたしまして、公共施設整備基金への積み立ての再開をお願いしたところでございます。

最近の具体的な事例といたしまして、庁舎のほうでは今年度中に高架水槽の水位管理、水位を管理しておく電極がございまして、この故障、それから西別館の下のほうの車庫の地下の水道管の継ぎ目の破損によります水漏れ、そういうものが発生しております、高架水槽で480千円、水道管のほうで100千円という修繕費を要しております。

また、庁舎では以前より1階の東西トイレのふぐあいと議員控室天井からの雨漏りという問題がございまして、特に議員各位には御迷惑をおかけしているところでございます。この雨漏りにつきましては、施設を管理する者として大変申しわけなく感じております。

この2件への対応策を研究中でございすけれども、特に雨漏りへの対応というものにつきましては、費用がかかり大変だという話も承っておりますが、今現在、新年度予算に向けてこの状態を脱するためにどういう手順を踏んで、どのようなやり方をすればいいか、建設会社等のお知恵も拝借しながら、それを今現在、研究中でございすので、この2件の改修に向けた費用を何とか24年度に計上して、その改善に取り組むということができればということで考えております。

以上でございます。

## ○2番（寺崎太彦君）

済みません。個別にテニスコートのコンクリートの何か上に張ってあるのが、もう割れ目ができたり、でこぼこが生じていますけど、そこら辺の改修はどうなっているのでしょうか。

## ○生涯学習課長（川原源弘君）

ちょっと端的にテニスコートの、要するにクレイコートじゃなくてセメントを張っている

ほうのところなんですけれども、そこについては現在まだ——話を最近承ったものですので、見積もり等を対応してですね、あそこの利用頻度等まで含めたところでの検討という形をしております。あそこは専ら壁打ち専用という形でしたほうが経済的になるんじゃないかなという検討もございますので、一体的な、ちょっと検討という形で新年度を迎えるに当たって、そっちの方向で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

## ○2番（寺崎太彦君）

何か壁打ちとか言われたんですけど、硬式されている方は人工芝がいいとかなんとかも聞きますので、また平日、あそこのテニスコートを使用している人は年配者が多いので足腰を痛めやすいので、早目に改修のほうよろしく願いいたします。

それから、またちょっと話戻って公共施設の修繕等を対症療法でやっていくと費用が割高になったり、修繕が集中したりして放置されたりすると思います。便所の件とかいろいろあってですね。だから、公共施設の維持管理にかかるコストの規模や時期を計画して、維持管理にかかるコストを下げることが大切ではないかと思っておりますので、そこら辺を考えて施設の管理をよろしく願いいたします。

## ○議長（大川隆城君）

次に、第4番目の項であります。

来年度のワクチン無償化について、執行部の答弁を求めます。

## ○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから寺崎議員の質問の町づくり、来年度のワクチン無償化についてということで答弁させていただきます。

現在、法定内ということで子供の予防接種でポリオ、BCG、三種混合、麻疹風疹、二種混合、日本脳炎を無償で行っております。また、高齢者の予防接種でインフルエンザを一部負担で行っております。

しかしながら、任意の予防接種ということで平成22年度、23年度は子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種は無償でしてございましたけれども、平成24年度、来年度は現在のところ不透明な状況であります。

国の平成24年度の概算要求では編成過程で検討するというところで記載され、厚生労働大臣は来年度も継続を確保したいということで発言はされておりますけれども、県の予算編成での担当課といたしましては、予算要求で来年度24年度も一応計上の計画があるようでございます。

本町といたしましても、現在、当初予算に今の臨時特例交付金事業ということで、予算要求をしているところでございます。このような不透明な状況で今後、国県の動向を注視していきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

**○2番（寺崎太彦君）**

妊婦健診や子宮頸がんワクチンやヒブワクチンの無償化が来年の3月で終わりそうだ。やっぱり何か予算のないけんがもう終わりとか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。何か事故があってワクチンをやめるとかなったらちょっと話は違うんですけども、予算がなくてもうやめるとか、それはどうでしょう。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

現在、平成22年度、23年度につきましては、委託料の2分の1ということで臨時特例交付金ということで来ております。その分の2分の1の部分がなくなりまして、全額町費単独ということになりますと、町に占める財政の部分も大きなところになってくると思います。

ただ、国のほうもまだ不透明なところがあり、県のほうも一応予算要求的には担当課としては出していくということになっておりますので、町としてもできるだけこの臨時特例交付金事業が継続することを願いまして、当初予算にはそういう事業で計上をしているところでございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

交付金の期限切れを理由に簡単に終わるということはできないと思います。できるだけ国や県に続けていくように要望をぜひともして行ってください。もう生命にかかわる問題ですので、よろしく願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

安全対策について、自転車の交通ルールの指導について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、3番の安全対策について、自転車の交通ルールの指導につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

日常的に自転車に乗られる頻度が多いといえますのは、小学生、中学生、高校生ではないかと思っております。小・中学生に対しましては、毎年、新学期に鳥栖警察署交通課員にお越しいただきまして、交通指導員さんも協力いただき、各学校で交通教室が行われております。今年度は小学校で4月22日に、中学校で4月25日に交通教室が行われております。そのときには、歩行者の交通ルールとあわせまして自転車で通行するときのルールについても指導が行われております。自転車の歩道の乗り方等につきましては、警察署にもお願いして周知を図っていききたいと、なお周知を図っていききたいと思うところでございます。

また、一般の方への啓蒙についてでございますが、交通安全協会主催によりまして、運転免許保持者講習会が毎年行われておりますが、今年度は11月24日に開催されまして、議員の

皆様方にも多数御出席いただきまして大変ありがとうございました。

このような機会をとらえまして警察署による交通講話におきまして、自動車のみならず自転車の運転等についてもお話をいただくように御依頼をしていきたいと、そして周知を図っていききたいと思うところでございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

自転車は軽車両に当たり、基本的に車道を通りますが、道路交通法の一部改正により歩道通行の範囲が拡大しましたが、歩道が整備できていなくて町内の危険な場所がありますか。ちょっと把握してありますでしょうか。

**○総務課長（池田豪文君）**

歩道が危険な場所というのは多々あると私も思っております。

例えば、小学校の前の南北の道、あそこも歩道が小さくて非常に危ない。それとあと変形五差路から中学校に行く道ですね、その道も歩道が小さくて危ない。そういったところはあるといことは認識をいたしております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

行政が危険な歩道があると認識されておるといことは、なるべく早く改修されると思います。

それと、児童や幼児への今度はヘルメットの着用の義務努力があり、みやき町では教育長の働きかけで何かヘルメットを小学生に配ったとか聞きましたけど、うちでのそういう計画等がありますでしょうか。

**○教育長（吉田 茂君）**

寺崎議員にお答えさせていただきます。

大変申しわけありませんが、今のところ予算化しておりません。今後、検討していかなくてはいけないかと、そうは思います。申しわけありません。

**○2番（寺崎太彦君）**

今、中学生からヘルメットを配っていますけれども、小学生も自転車に乗っているわけなんですよね。それを考えると、やっぱり小学生もヘルメットをかぶるのが当然だと思いますけど、どうでしょう。

**○総務課長（池田豪文君）**

通学ということに限定いたしますと、うちでは通学福祉バスで通っていると、そういうこともあって、ヘルメットというのを小学生の段階ではお配りしないということもあろうかと思っておりますけれども、あと家に帰ってから自転車に乗ることが多々あると思っておりますが、その部分に対して町のほうから教育委員会でもいいんですけれども、町のほうから補助する

かどうかというのは、またそれは検討の余地があるかと思うところでございます。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

なるべくですね。通学、小学生はバスで通うかもしれませんが、うちに帰ったら自転車で遊びに行くこととか結構あると思いますので、ぜひともそこら辺の検討をよろしく願いいたします。

それと、歩道を歩いている歩行者にベルを鳴らす自転車とか、鳴らされたりすることもあります。自転車の基本的には車道の左側を走るのが原則であり、自転車及び歩行者専用の標識がある歩道なども走行可能ですけど、車道寄りを徐行しなければならない。あくまでも歩行者優先と決まっておりますけど、なかなかそこら辺が、私も含めてなかなか知らなかった、皆さんなかなか認知されていないと思うんですけど、そこら辺の啓蒙活動はどうされるのでしょうか。

**○総務課長（池田豪文君）**

道路交通法の20年の改正によりまして、車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合とか、そういう抽象的な表現になっております。それで、こういったものを啓蒙するに当たりましては広報紙に掲載するとか、そういったことでできると思うんですけど、実際に乗る場合におきましてはケース・バイ・ケースですので、そのときの状況によろうということだと思いますので、こういったことを住民の皆さん方が御存じになるということは損にはなりませんので、機会をとらえたところで広報紙に掲載して啓蒙を図っていきたくと、またそのように思うところでございます。

それと、県道でも北茂安の役場の前のところがやっとなんか幅になっているわけですが、私も子供を持っていたころ、北茂安中学校にバスケットの試合に子供が自転車で行くのに非常に危ないなと思ったことがございますので、今、県道もやっとなんか幅になって安心だなと思うところでございます。

町のほうもできるだけ努力をしていきたいと思っております。

以上です。

**○2番（寺崎太彦君）**

先ほど、ちょっと戻りますけど、小・中学校での自転車の指導をしていると言われましたけど、時々ニュース等でスタントを使ったような交通ルールの指導とかありますけど、何か見よったら結構臨場感があつてすごくいいなと思いますけど、そういうのはどうでしょう。

**○教育長（吉田 茂君）**

小学校につきましては、自転車教室、競争用、何と申しますか、競合するコンクールもあるぐらいでございますので、そのときに全小学生を対象にした勉強会もしております。

そういった意味ではこれからも啓蒙していこうと、そう思っています。なるだけ危険な乗り方をしないように十分注意していきたいと思います。そういった意味では、前向きに駐在所のほうも協力していただいておりますので、また伝えながらお互いに駐在所ともども協力していくようにします。

**○2番（寺崎太彦君）**

何か自転車は弱者な乗り物とか、きょうお酒飲むから自転車で行こうとか、何か全然あんまり自分としても何か認識がちょっと欠けているようなところもありまして、先日、鳥栖警察署に行ってちょっと話をしていたら、子供よりも大人のほうのマナーが悪いと。携帯電話を使うし、無灯火でも行くし、大人のマナーが非常に悪いとおっしゃっていました。

実際考えたら、子供には中学校へ上がったら一番新しい自転車を買ってやり、古いやつをちょっと大人が使うような感じで、夜ライトをつけたらちょっとペダルが重くなったりするから、なかなかちょっとライトもつけず夜行ったりする。結構何か無知なところもあって、なかなかそこら辺、一方、自転車も一歩間違えると加害者になり得る可能性もありますので、ぜひともそこら辺の啓蒙活動をよろしく願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

以上で2番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ散会をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉じまして散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時57分 散会